

古文書編



一、例言・概説



## 例言

本資料編のうちの古文書の部は、兵庫県城崎郡日高町を中心にその附近一帯に関する文献史料を広く蒐集したものである。町内に伝存する古文書は重要な文化財的価値をもつものであるから、貴重な文化遺産として後世に伝えられることを意図して、出来るだけ優先的に写真を添えて収録した。特に、進美寺文書・大岡寺・垣谷文書等はよく纏って伝えられており貴重である。これらの町内に伝存する古文書を原則として網羅すると共に、日高町に関係すると思われる内外諸史料も精力的に収集することに努めた。その際、梓を町周辺にも広げた感がある。それはよりの確に歴史的な理解を深めるために必要だと認めた結果で他意はない。古文書を中心として文献史料の収集作業を進めるなかで少しでも町民の方々、とりわけ町の若い人々にも理解出来るような配慮をしてほしいとの強い要望があった。

難解な古文書を平易に解説し、しかも若い人々の眼に広くふれるようなものとして配慮することはまさに至難の業である。浅学の身で史料を十分に読みこなす力もないものにとってはこの要望は重い荷を背負わされる結果の何ものでもなかった。要領を得ず、また読解の誤りもあることとは思われるが、煩をいとわず、写真の掲載・積文・読み下し・語注・解説、そして概説という方法をとって少しでもさきの強い要望に答えることとした。

一、写真は、史料の正確さを期するため、実際に原本の形状や文字にふれていただくために掲載した。入手

出来なかつたものについては割愛せざるを得なかつた。文書名毎に写真に纏め原本の大きさについては可能な限り寸法（タテ×ヨコ）を付すこととした。

一、釈文は、出来るだけ原本に忠実に従うことに心がけたため、古体字・異体字も用いることに努め、読み下しではそれらの漢字の内容を損わない限り新漢字に改めることとした。また、句読点は読点に統一し、返点を省き、適宜送りがなを付けて読み下すことを原則とし、仮名文書は、仮名に漢字の傍注を「」で加えることで読み下し文を省いた。読みについての難解なものはルビを付した。

一、磨滅・虫損・焼損などによる欠字や判読不能の文字については、一般の通例に従って、□□□□で示し、文字の挿入などについては（ ）で記した。

一、花押については（花押）とし、巻末に花押一覧を付した。また、姓名の明らかなものには（ ）に入れて記した。

一、語注は最小限に止めた感もあるが、施すにあたっては、佐藤進一氏著『古文書学入門』・相田二郎氏著『日本の古文書』（上・下）、伊地知鉄男氏編『日本古文書学提要』（上・下）、『日本史用語大辞典』等、その他、多くの学術的恩恵に預っている。

一、解説については、出来るだけ簡略に要点を記すに止めたものも多い。それを少しでも補うため概説を付した。

一、史料の検出にあたっては、東京大学史料編纂所の刊行になる『大日本古文書』、『大日本史料』の他、『南禅寺文書』（上七）、『高山寺古文書』等の恩恵を被っている。記して謝すると共に底本には出来るだけ原本にあたるよう努めたつもりである。

## 概説

- 一、古代古文書として「但馬国正税帳」、「東大寺文書（東南院文書）」、「但馬国太田文」等を加え、解説・校訂について岡山大学の中野栄夫氏の手を煩した。
- 一、金石文として在銘のものを選んで収録し、簡単な注記を付した。

ひところの「列島改造」とか「高度経済成長」とかの呼び声と共に日本全土を襲った経済第一主義の思想は、公害と地域破壊、「エコノミックアニマル」とふるさと切捨てを以って破綻した。

「危機の時代」とか「不確実性の時代」とかいわれる現代に力強く生き抜いてゆくためには、われわれの生きている原点を再び見つめ直すことによって生きていることの確実さを求め実感してゆくことからはじめねばならない。とりわけ、かつて小学校や中学校の校歌に歌われた寿留喜の峰のみおろす地に円山川の清流によって育まれた豊かな自然の恵みを受けて、わたくしたち町民の祖先が、ある時は自然の災害や劣悪な自然条件と格闘し、またある時はよりよい生活条件を切り開くために生き、かつ生活して、かくして歴史を形成して来

たその跡をたどると同時に、この過程で倒れ、死者となった幾千万の先祖の亡霊の叫びに耳を傾けることが求められている。幸いにもわたくしたちは、但馬の日高の地域を舞台として過去の時代に生き抜いた人々の「熱い血潮」の痕跡ともいえるべき、多くの文化遺産がある。本編に収録した文化財資料をみてもそのことは了解されよう。

ここでは、一般的な収録史料の概説に止まらず、歴史の空白となつている各時代に生きた人々の、息吹きにも出来るだけ目を触れるように努力しながら、歴史を推し進めていったわたくしたちの祖先である民衆の姿を出来るだけ掘り起し、その生きた姿に注目してみたいと思う。

埋没せしめられた民衆の実相をその生きた時代像のなかで掘り起し、歴史の空白部分に斧鉞ノコギリを下すことこそ、生活をひ

きずりながら明日に向って現在に力一杯生き抜いているわたくしたちに課せられた課題であり、その事が同時に最も力強い糧を今日のわたくしたちに提供してくれるものと信ずるからである。

各時代の社会とそこに生き、生活した人々の孜孜とした努力の営みが、日本の歴史全体の大きな潮流とどのようにかかわりながらこの地方の歴史を推し進めて来たのか、まさに中央と地方、全体性と個性、その相互のからまりのなかで歴史の発展がどのようにし遂げられてきたのかを描いてみる事が今日最も必要な課題となってきた。

本編に収録した史料、とりわけ古文書の一点一点についてはその都度解説を加えたので、ここではそれらの相互の関連性を把握、収録以外の資料にも目を配りながら大きな歴史の流れをつかむために少しく幅を広げながら素描することで概説にかえたく思う。

一

日高町の誇る古代の文化遺産としてまず特筆されなければならないのは、但馬国分寺及び国府が本町域に設定されたことである。

天平十三年（七四一）の春、聖武天皇の詔勅によって諸国に金光明四天王護国之寺（僧寺）と法華滅罪之寺（尼寺）

が建てられることとなったことはよく知られている。

国分寺は、原則として国府近くの「好処」に配置され、七重塔を中心に金堂・講堂など大伽藍の造営をみた。但馬国分寺は、僧寺がわが日高町国分寺に、尼寺が日高町水上の地に選定され創建された。

諸国の国分寺造営は、生産力の低かった当時の社会ではよほどの難事業で地方財政を圧迫し困難をきわめたと思われる。聖武天皇の詔勅とはうらはらにその十五年後の天平勝宝八年（七五六）になってもたびかさなる督促にもかかわらず全国的な完成はみなかった模様である。但馬国分寺は他の二十五国とともにようやく天平勝宝八年頃完成をみたのもと思われる。

日高町教育委員会では、但馬国分寺跡発掘調査委員会を設置し、昭和四十八年度からその調査にとりかかっており、過日の繁栄のあとが次第に明らかとなりつつある。

さて、荘厳なる七重塔を中心とする国分寺の創建は、中央集権の律令国家が古代国家の威信にかけて、地方の族長層を国家官僚である大領・少領などに転化させると同時に、民衆支配を強化する目的でなされたものである。畿内七道の諸国々別に正税四万束を割き取って僧尼両寺に二万束ずつを入れ、毎年出挙してその息利を以って永く造寺の用途に充てしめ、僧寺には僧二十口、尼寺には尼十口を置いて護国經典である『金光明最勝王経』等の護国三部経、並びに法華経を転



読せしめ、鎮災致福を説き、五穀豊穰を祈願し、鎮護國家の思想を昂揚せしめたのである。特に「金光明経」は、その經典を受持・誦誦すれば功德によって国土が護持され、一切の苦難が滅除されて、国王・人民の安穩が将来すると説き、毎年正月の年頭に際して、正月齋会として誦誦された。天平九年（七三七）といわれる「但馬国正税帳」には、

正月十四日読経供養料 充稲伍拾式束玖把

読経式部金光明経八巻誦僧最勝王經十巻拾捌口

仏聖僧式座合式拾壱供養料

と既にみえている。これは聖武天皇の国分寺創建の詔以前に「金光明経」八巻、「最勝王経」十巻が諸国に送置され、国衙に於て正月十四日の齋会に十八口の僧侶によって読経されていたことを示している。まさに正月齋会の場として、国分寺の造営が命じられるに至る背景を伝えているといつてもよい。

この国分寺の大伽藍と対照的なのが奈良時代の民衆の家屋である。三メートル前後四方の正方形の奈良時代の竪穴住居址の発掘が続いている。おどろくほど小さく貧弱だ。山上憶良が貧窮問答歌に、「伏慮ふしよの曲慮まがまがのうちに直土ちつちにわら解ときしきて：」と歌ったそのままに。そしてこれらの竪穴式住居には「かまどには火氣吹き立てず 甌しほには 蜘蛛くまの巣かきて飯炊くことも忘れ」と描写される土師製のカマドがしつらえてあるという（藤井功氏共著『西都大宰府』NHKブック

ス）。但馬国分寺の大伽藍の側からも、いく棟かのこのような竪穴住居址が発見された。

奈良時代の但馬の働らく民衆の生活を伝えてくれるものとして本編に収録した「但馬国正税帳」（残簡）がある。これは「正倉院文書」の中に伝存する諸国正税帳の二十四通の内の一つで、冒頭部分と尾部が欠落しているために正確な作製年代は不明という他ないが、本帳に引用されている勅・太政官符・民部省符などがいずれも天平九年（七三七）のものであるのでは同年に作られたものといわれる。

正税帳とは、各国の一年間の收支決算報告書であり、正税使が毎年その附属帳簿（四度公文類）と共に中央政府に進上したものである。冒頭部分が欠落しているため但馬国府が保有する穀（粳）・穎（穂首）の総量、年間租税の収入額、出挙の実態は不明であるが、その記載のあり方については正税帳の「解説」に譲る。

当時の民衆はどのような苛酷な生活環境のもとに置れていたのか、つぎのわずかの記事に「槽かまど捌ちぎ百ちぎ人々ちぎ別ちぎ五ちぎ合」とあることからでも読みとれる。記事の内容は、天平九年（七三七）、この年全国的規模で疫病が流行し、但馬国では一六〇〇人の人々が一人五合の槽（かす酒の一種）の支給をうけたというものだ。飢饉や疫病の慢性的発生がどれだけ貧しい当時の民衆の生活の上に襲いかかったことか。寒さと飢えをしのぐための糟湯酒を啜りつつ、病んだ身体に彼等は明日へ

の希望をどう思い描くことができたのだろうか。

貧窮問答歌にも、以下の如く空腹を抱え、寒さに打ちふるえ、糟湯酒を啜る律令公民の姿が描写されている。

「風雜り 雨降る夜の 雨雜り 雪降る夜は 術もなく 寒くしあれば 堅塩を取つしろひ 糟湯酒 うち啜ろひて 咳ぶかひ 鼻ひしびしに しかとあらぬ 鬢かき撫で 吾を除きて 人は在らじと 誇ろへど 寒くしあれば 麻衾 引き被り 布肩衣 有りのことごと 服褻へども 寒き夜すらを 我よりも 貧しき人の 父母は 飢多寒からむ 妻子どもは 乞ひて泣くらむ 此の時は 如何にしつゝか 汝が世は渡る」。

口分田の班給をうけても正税などの税負担が何処までも彼等を追いかける。とりわけ調・庸などの貢納物は、はるばる都の平城京の役所まで自力で運搬されねばならなかった。同じく正税帳の記事に

運雜物向京夫老任陸拾人 (六) 行程老拾日 向京六日、還京四日、

往還單老万陸伯日 (百) 陸拾人 向京六千三百六十日、還京四千二百卅日、 充稲參任參

伯玖拾貳束 向京日別四把、還京日別二把

往還にかかる日数は一〇日(行は六日、帰りは四日)の行程である。これは調・庸のほかの雜物の運搬である。但馬の国から一〇六〇人もの多数の公民が、この年、雜物を担ぎ、汗しながら貢納物を京進しているのだ。運脚によるのである。

このように、花咲きにおう奈良の平城の都に登る民衆もあれば、また、都からはるばる但馬の地に逃げ帰る奴婢もあつた。

天平勝宝元年(七四九)十月 鑄造をはじめて二年余、この月の末に東大寺の大仏はようやく鑄上っている。銅七十三万九千五百六十斤、白鐵一万二千六百十八斤(大仏殿碑文)を注いで鑄造された巨像である。東大寺の大仏建立は、古代の中央集権的な律令国家の完成を記念する一大モニュメントであつた。

ちょうどこの年、太政官符をうけて但馬国から民部省の命令で造東大寺司に奴三人(池麻呂・糟麻呂・藤麻呂)と婢二人(田吉女・小当女)が買取られて貢進された。これは鑄上つた大仏の巨像に鍍金作業など開眼供養にむけて更に工事を進めなければならなかつたことによるのだろう。奴婢である奴婢のうち「容貌端正」なものを全国に求め労働力とした結果と思われる。ところが翌年二月二十六日、五人の奴婢のうち奴池麻呂・奴糟麻呂の二人は本国の但馬に逃げ帰つてしまつたというのだ。そこでこれを捉えて本主の大生部山方等につけて再び送り返した。しかし彼等は三度、四度と勇敢にも逃亡を企てついに一人は新たに交易して代りの奴を進上することとなつている(東大寺文書一六号)。

やがてこの奴婢の逃亡は、律令国家を支える公民の課役を忌避するための偽籍・逃亡・浮浪化の動きに連動してゆき、

総体的奴隷制国家としての律令制の解体への徴しとつながっていったことは想像に難くない。

延暦十三年（七九四）、都は奈良から京都に移って平安時代に入る。国家再建の意気に燃えて、平安京に都を移し、天台・真言の新仏教を採用し、政治の刷新をはかろうとする。

しかし、国家の土地制度であった公地・公民制が崩れ、荘園制がひろがるにつれて、財政の面から窮乏の淵へと投げ出され、古代律令体制は崩壊に向っていった。

藤原摂関家による摂関政治は、一方では発達しつつあった大土地所有の荘園の寄進をうけ、それに不輸・不入の特権を与えて官省符荘として立荘化を認め、寄進地系の荘園を基礎に財源を依存しながら他方では国司の地位を売官によって任用して地方の行政支配権を彼らの手に委任した。このような国政の私物化が地方政治を乱していったわけである。特に、遷任国司に対して、任国に赴いた国司を受領と呼んだが、彼らは国衙の支配を中心に国内支配の体制を強化していったため、摂関期には諸国の百姓が中央へ「国司の苛政」を訴えるという事件が集中する。国司藤原元命の非法三十一ヶ条の現状を捧げて訴えた尾張国郡司百姓等の解文は有名であるが、但馬国の百姓も長暦二年（一〇三八）十一月大挙して陽明門におしかけ国司の非法を訴えるという事件を起している（春記）。寛徳元年（一〇四四）頃の但馬国司であった源章任は、「家は、大富豪、財貨蔵に盈ち、米穀地を敷き、荘園家地天

下に布満す」（統本朝往生伝）といわれている。「受領は倒れるところに土をつかめ」といわれた当時の国司の風潮は但馬とてもその例外には置かなかったわけである。さきの国司苛政闘争はそのことを示している。

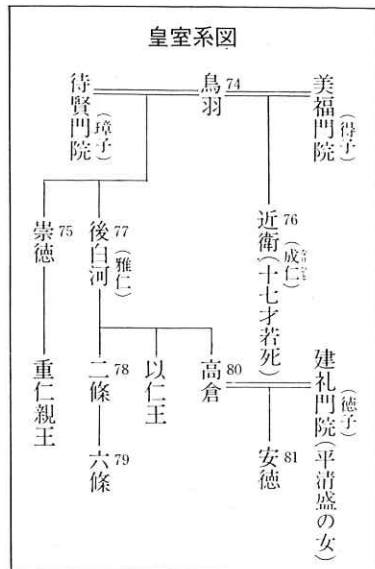
このような地方政治の乱れは治安を悪化し、やがて荘園を基盤として武装化する武士の登場をうながしていった。

保元・平治の乱は、武士が中央政界に進出する切掛をつくただけでなく、やがて始まる武家政治の時代への序曲となる。中世の世界への幕は切って落されるのである。

系図をみていただきたい。後白河天皇は鳥羽天皇の第四皇子であった。崇徳天皇はその兄である。上皇として院政を行っていた鳥羽上皇は崇徳天皇を退位させ、美福門院（藤原得子）の生んだ上皇の皇子体仁親王を強引に皇位につけ近衛天皇を即位させた。このため親子である鳥羽・崇徳上皇の間に対立関係を生んだ。久寿二年（一一五五）七月二十三日、十七才で近衛天皇が夭折。崇徳上皇の皇子重仁親王が皇位を継承する期待が生れた。しかしこの期待は裏切られ、鳥羽上皇の皇子で崇徳上皇の弟にあたる雅仁親王が後白河天皇として位についた。この即位は鳥羽上皇が関白藤原忠通とはかって実現したものだ。藤原摂関家でも関白忠通と父忠実・弟頼長とが対立関係にあり、皇位継承問題に不満をいだいた崇徳上皇は、忠通の弟頼長と結び、源為義、その子為朝、平忠正らの武士団を集めてクーデターを準備。一方の後白河天皇側は、

遂に嫡子源義朝、忠正の甥平清盛を擁していつきよに夜襲をかけ勝利した。これが保元の乱だ。この乱は、武家の棟梁の源平の父子が二派に分れて対立したものである。崇徳上皇方が敗北し、上皇と結んだ左大臣藤原頼長・源為義らは没落、とりわけ源氏の一族が多くの犠牲者を出した。これにひきかえ、平清盛はこの乱によって抬頭し、その勳賞によって七月安芸守から播磨守となり、安芸守には弟頼盛が就任し、また八月には清盛は太宰大式に転じて瀬戸内海の海上特権を掌握し、権勢を誇る糸口となる。武士の実力はもはや動かしがたなものとなっていた。

保元三年（一一五八）八月親政わずか二年にして後白河天皇は突然二条天皇に譲位し、上皇として院政を再開。上皇の



信任をもとに才智をふるった藤原信西、これに対抗する藤原信頼もまた上皇に接近し院の近臣として互いに権勢を競った。信西に昇進をはばまれ不満をいだいた信頼は、保元の乱の活躍で左馬頭に任ぜられたが、平清盛の破格の出世に不満を抱いた源義朝をさそい、二条天皇の伯父藤原経宗と乳母子惟方とを提携者として反信西・清盛のクーデターを敢行した。しかし利あらずついに清盛に攻められ破れた。平治の乱がこれである。後白河上皇は清盛の支持を得てはじめて保元・平治の両度の内乱を切り抜けることが出来たわけだ。その結果、院と平氏との結びつきは更に緊密なものとなった。乱の翌年、永暦元年（一一六〇）に清盛は正三位に昇進、参議に任ぜられ、武家の棟梁として異例の出世を遂げる。清盛は武士として初めて公卿の列に加わったのだ。後白河上皇と清盛の結合を象徴するかのように長寛二年（一一六四）西国安芸国厳島神社では平家一門の栄華を競う豪華な意匠を凝らした法華経の経巻が納められる。いわゆる平家納経だ。また、都では院の御所法住寺殿に蓮華王院が建立され、落慶供養が行われた。興福寺別当法印信範が導師を務め、造営にあたっては、平清盛の功が大きかった。子の重盛は、この功によって正三位に昇叙されたという。

後白河法皇は、諸社寺参詣をはじめ造寺造仏をさかんにしたが、それらの寺院の多くは、国司の成功によったものが多い。

また院の経済的基礎は、院御領としての荘園の集積にあらた。院政は、一方を国衙と荘園に基礎をおき、他方平氏に代表されるような北面の武士を軍事力とし、二頭立ての馬車の上に権力を掌握した。後白河院政期に形成された寄進地系荘園の代表例を但馬国二方郡温泉荘の場合においてみる事が出来る。この地はもとと温泉郷という公領であり、竹田・寺木という二つの村落からなっていた。土着の武士平季広が「私領主」として領主権を主張していた。長寛三年（一一六五）六月 阿闍梨聖顯寄進状案（高山寺古文書八号）によれば、

□進す 私領一処の事、

但馬国二方郡温泉郷竹田・寺木村に在り、者

四至（照米）東は縣添郷の境を限る、南は峯を限る、西は八太郎上保の境を限る、北は八太郎下保の境を限る、

右、件の私領、元は、本領主平季盛が伝領の間、郷司百姓等、屢しばしば妨げを致すといえども、去る康治元年の比、国司に触れ訴うの刻、本公験并びに讓狀に任せ領掌すべきの由、判許せしめる所也、其の後、更に窄籠なし、保延五年、男季広に譲り与へ、相伝領知す、又以つて相違なし、而して彼の季広の手により、調度文書を相副たがひへて、永く聖頭に附属する所也、爰に御勢を募らんがため、傍例に任せ、蓮花王院の御庄に寄進し、毎年能米百斛を寺庫に進納す、領家に於ては門弟相伝し、沙汰し進むるの状、起請件の如し、

この文書は、阿闍梨あじり大法師聖顯なる人物から蓮華王院（十三間堂）へ、毎年能米百斛を寺庫へ進納すること、領家職は聖頭の門弟が相伝すること等を条件として「御勢を募らんがために、傍例に任せて」寄進した寄進状である（原文は漢文）。

後白河上皇と平清盛の権勢を誇るその二人のモニュメントともいべき京都東山の蓮華王院の落慶供養の行なわれた長寛二年（一一六四）十二月十七日、そのわずか半年ばかりのうちに聖頭による私領温泉郷の寄進が実現された。後の後白河院庁下文案（同十二号）にも、「（照米）當御庄は、去る長寛年中、領家法橋聖頭、僧綱の功を募り、鐘樓一字を造進せしめ畢ぬ、而して件の功に相博して庄号を被むるところ也」と見え、聖頭は蓮華王院に僧綱の功を募つて、鐘樓一字を造進し、その功の交換として温泉荘の立券荘号を許されたものである。すなわち、これによって蓮華王院領温泉荘が成立し、蓮華王院||本家、聖頭||領家という荘園領主権が温泉荘の上に確立したのである。ここに典型的な寄進地系荘園の成立のあり方が伺える。

ところで、問題は阿闍梨大法師聖頭と私領主平季広との関係である。

本来公領であった温泉郷は、本領主として平季盛が、この地の「本公験并讓狀」を持ち、これを「移領」として伝領してきたものというから、季盛は、この温泉郷から加地子

収納する加地子得分権を有していた。従って温泉郷の「郷司百姓等」は官物等（本年貢）は国衙に納め、加地子を季盛に納めるといふ二重の負担を負っていたわけで、そこに郷司百姓等が彼に対してしばしば妨げをなすという激しい抵抗をみるゆえんだ。つまり私領主とは加地子領主のことで、公郷の百姓から中間の得分を収取する権利をもった存在であった。一般的にいつて私領主権とはこのように不安定な立場のものであった。季盛は、郷司百姓等の加地子<sup>対峙</sup>に対して康治元年（一一四二）の頃に国司に訴訟をおこなったとある。

ところで季盛は、保延五年（一一三九）に息子季広に温泉郷の私領を譲与しているからその対立は順序が逆にならなければならぬ。ともかく季盛・季広の私領主権は国司に訴え出ることによって「本公験并讓状」の正当性を「判許」してもらい、その国司免判を得て保証されることとなった。公験とは土地に対する権利を証明するために官庁から証判をうけたものである。この場合の公験はさき指摘したように但馬国の国司免判をさすものと思われる。

季盛から私領の相伝を受けた季広は、「調度文書を相副えて」阿闍梨大律師聖頭に寄進して領家とし、自からは下司職を留保し、在地の実質的な支配を行った。これは農民の押妨を抑え、国司の収公を避けて自からの私領主としての不安定な立場を補強するためには權威を募って荘園化する必要がある、中央へのパイプ役として聖頭を選んだわけである。聖頭

はこれをさらに「御勢を募らんがために」、長寛三年六月、後白河法皇の発願<sup>ハツク</sup>になる蓮華王院に寄進して、蓮華王院領の荘園化することに成功したわけだ。蓮華王院は院の御願寺であり、その所領は三代御起請の地として、国司の収公や臨時課役を免除されるという特権を保証された。

蓮華王院ではこの聖頭の寄進にもとづいて院庁に届けて正式に荘号の許可証の交付をうけるといふ立券<sup>ウツシ</sup>の手続を行い、その結果、院使が下向して現地に臨んで国使・官人等の下向を得て四至<sup>シ</sup>を巡見し、境界に勝示<sup>カチシ</sup>を打ち定めて荘域の画定を行ったわけだ。四至とは荘園の四方の境界をいい、勝示とはその四隅の標識をいう。勝示には灰炭を埋めたり、棒杭や石等を立てて標識とするのが普通であった。この場合、中央から院使として公文宮内録中原盛景が下向し、国使・荘官と共に勝示を打ち定めて立券言上している（前掲書九号）。

そして同年六月付で官物、ならびに雑事を免除するという但馬国司の庁宣が蓮華王院に出された（同十号）。

ところがこの荘域の確定した直後の永万元年（一一六五、この年六月五日改元）十一月二十日、但馬国の住人磯生丹三郎真近の辰巳（東南）方の勝示抜き棄て事件が持ち上る（平安遺文七―三三八六号）。

大山喬平氏によれば、真近は射添郷を本拠とする在地豪族で、当時射添郷が国衙領であったことからこの押妨は但馬国衙の名において行なわれたものであり、真近自身「但馬国

衙機構のなかに、なんらかの位置を占める存在であった可能性すらある」と推測されている（『平安末期の但馬国温泉荘』『兵庫県の歴史4』なお、温泉荘の歴史についてはこの論考に負うところが多い）。氏は続けてこの辰巳方の勝示とは、春來峠一帯をさし、ここが射添郷と温泉郷との境域の接点の衝突するところとなっており、温泉（郷）荘を本拠とする平季広と、射添郷に拠る磯生真近の二つの私領主間の勢力抗争が繰り展げられた場所であったと指摘している（前掲論文）。

蓮華王院領の下司職として在地に実質的な権利を留保し、従前の如く権勢を誇っていた平季広は、後白河法皇や平清盛ら中央の権門勢家と蓮華王院を介しての結びつきを、この時最大限に生かし、その圧力によって磯生真近ら對抗する在地の諸勢力を粉碎していった。即ち、永万二年（一一六六）二月十四日、院庁に解状を捧げ、

爰に傍例を考え、国衙がために勝示を抜き棄てられるの時、重ねて院使を下し遣わさずといえども、国司の沙汰として、領家の相使い共に、本の如く勝示を打ち定むるは例也、近くは則ち、成勝寺御領出雲国揖屋社、去る天養二年立券を被り畢ぬ、其の後、国衙をして一方の勝示が抜き棄てるにより、領家勘解由次官資憲入道、庄官を以って元の如く定められ畢ぬ、随て当御庄は最も亡郷也、去年院使下向の時、彼の祇候雑事を勤むるの間、已に御年貢を泥み畢ぬ、重ねて院使を下し遣わさるれば、御庄民として、何んぞ

勤めを致さん哉、随って又傍例多く存す、望み請うらくは、解状の旨に任せて、例に依りて早く国衙に仰せて、領家の使、相い共に本の如く辰巳方の勝示を打ち定められんことを、と、訴えている（『平安遺文』三三八六号）。

磯生丹三郎真近の抜き棄てた辰巳方の勝示を再び打ち直すことについては「院使」の南向をまっで行われなければならぬのが原則である。しかし、院使南向は、現地の荘民にその諸経費の荷重な負担を転化させ、万事に、支障をきたすとして、天養二年（一一四五）成勝寺御領出雲国揖屋社の立券が行なわれ、その後、一方の勝示が国衙によって抜き棄てられるという事件が起った際に領家の勘解由次官資憲入道が庄官を以って元の如く打ち定めた例を挙げ、国司の沙汰として領家の使と立会の上打ち直すのが通例だと主張し、その例に従って「院使」の南向をまたずに「国使」と「領家使」とで温泉荘の辰巳方の勝示を打ち定めるよう国衙に取り計らってほしいと申請した。もちろんこの申請の主体である庄官は温泉荘下司平季広その人であった。對抗者の磯生真近は「禁固」の身となり、同年三月四日付で「院庁の御下文、并びに庁宣に載せる所の四至に任せて、国使・庄官相共に、儘に境を尋ね」「彼の辰巳方の勝示を打ち定め」て「庄・公の訴訟無き」を期するという但馬国司宣が留守所に宛てて出されている（高山寺古文書十号）。まさに平季広の院庁への提訴が効を奏したわけだ。平季広は中央との政治的な太いパイプを利用

し、その圧力をもって地方の力関係を逆転させた。この後、承安四年（一一七四）にも北に隣接する今熊野社領八多荘との間に十五条三里八坪の字天谷をめぐって紛糾した際にも後白河院庁に訴えて八多荘側の主張を退けている（高山寺古文書十二号）。これは前欠の後白河院庁下文案であり、後半の温泉荘側の主張のみしか伺えないが、本文中に問注記等の事が見えるから相論の過程で両者の言分が院評定にあたって問注記として作られ、審問が続けられたことがわかる。

一方、中央では、後白河法皇の推挙によって仁安二年（一一六七）に平清盛が人臣最高の太政大臣に任ぜられ、清盛の昇進と共に平家の一門の人々も栄達し、「平家にあらざるものは人にあらず」といわれるほどの権勢をほこり平氏政権を誕生させた。清盛はその女、徳子（建礼門院）を高倉天皇の中宮として、その間に生れた言仁親王（安徳天皇）を立太子し、外戚としての地位を利用し権勢を振いはじめた。それにつれて後白河法皇も清盛と対立し、敵対者となってゆく。反平氏の動きは治承元年（一一七七）に起った鹿ヶ谷事件によって後白河院政の側近からまず火の手が挙った。

「平家物語」によれば、

東山鹿の谷といふ所は、うしろ三井寺につゞいて、ゆゝしき城郭にてぞありける。それに俊寛僧都の山荘あり、かれに常は寄あひく、平家亡はずべき謀をぞめぐらしける。ある夜、法皇も御幸なる。故少納言入道信西の子息静

憲法印も御供仕らる。その夜の酒宴に、この由を仰せ合はせられたりければ、法印「あなあさまし。人あまた承り候ひぬ。たゞ今洩れ聞えて、天下の御大事に及び候ひなんず」と申されければ、大納言気色かはって、さっと立たれけるが、御前に立てられたりける瓶子を、狩衣の袖にかけて、引倒されたりけるを、法皇叡覧あつて、「あれはいかに。」と仰せければ、大納言立ちかへつて、「平氏たふれ候ひぬ。」とぞ申されける。法皇も多つほに入らせおはしまし、「者ども参つて猿樂仕れ。」と仰せられければ、平判官頼康つと参つて、「あゝあまりにへいじの多う候に、もて酔ひて候。」と申す。俊寛僧都、「さてそれをば、いかゞ仕るべきやあらん。」西光法師、「たゞ首を取るには如かじ。」とて、瓶子の首を取つてぞ入りにける。

これは当時「伊勢の瓶子（平氏）は素蕪（眇目）なり」と公卿たちに嘲笑されていたことにひっかけて院の側近たちが「平氏の首」をとりうとした鹿ヶ谷の陰謀を伝えたエピソードである。この謀議は漏れて露顕し、西光法師は斬られ、俊寛・成親等は鬼界ヶ島へ配流となった。

続いて治承三年（一一七九）清盛は、後白河法皇が清盛の女盛子、子息重盛の遺領及び知行国の没収、更には藤原師家の仕官問題をめぐって挑発的な行動があったとしてクーデターを起し、法皇を鳥羽殿に幽閉して院政を停止させるといふ事件が起つた。



そして翌四年(一一八〇)二月、言仁親王が三才で即位して安徳天皇が誕生する。四月には後白河法皇の第二皇子、以仁王の挙兵。六月には福原遷都。十二月以仁王の挙兵に呼応して南都の東大寺・興福寺の衆徒の動きが活発化したため、清盛は平重衡に命じて、南都を焼き打ちさせた。この時、聖武天皇御願の盧舎那仏も炎上し、灰燼と化す。一方、八月に入って伊豆に配流の身であった源頼朝が、以仁王の挙兵をきっかけとして、平氏追討の兵を起した。しかし、頼朝は石橋山の合戦に一たんは敗れ、真鶴から安房に逃れ、千葉常胤・平広常等関東の在庁武士層の支持と援助を受け再び武蔵から相模の鎌倉に入って武家政権として東国の地歩を固めることとなる。また、平氏は、同年十月、富士川の戦いで頼朝軍に大敗した。一方の間、九月には信濃にあった木曾義仲が、北陸道を中心に反平氏の挙兵し、越中の俱利伽羅峠に平維盛を大将とする平家の軍と戦い勝利して、越前から近江へと進み、宇治・勢多に平資盛・知盛らと対峙して京をうかがった。

治承五年(一一八一)正月、高倉上皇が逝去し、同年閏二月四日には清盛が高熱に壓されて歿した。清盛の後継者宗盛らは高まる京中の批難に抗しきれず、ついに寿永二年(一一八三)一門を率いて京を退き、西海へと走った。讃岐の屋島に移って根拠地とし、瀬戸内海の海上を抑えて再起をはかるうとした。かわって木曾義仲・源行家らが京都に入京する。

義仲の入京は、平氏の専横に苦しんでいた人々に明るい期待をいだかせ、後白河法皇は、西国に落ちた安徳天皇に代って後鳥羽天皇を即位させ、ドイツボティックな体制の再編をめざしたが、義仲はその軍勢の兵糧に欠乏し、関東の同族的結合を基軸とした豪族層に支えられて略奪などをくり返したため、その横暴な振舞が人々の響盪をかい、法皇との間に対立を深め、両者の関係は悪化した。

源頼朝は武家の棟梁として京都の支配から独立し、東国経営に専念し、武家政権の基礎を着実に固めていたが、後白河法皇は頼朝に期待して義仲追討の院宣を下す。この時、法皇は頼朝に東国の指揮権を中心とした行政権を認めため、東国政権としての鎌倉幕府樹立の第一歩をここに踏み出すこととなった。

頼朝は代官として弟範頼・義経を派遣し西上させて義仲の軍勢を宇治・勢多に破りこれを敗死させ、続いて摂津一の谷に抛る平氏の勢力を一掃させた。元暦元年(一一八四)のことである。

ところで、後に述べる進美寺文書に建久八年(一一九七)十月四日、源親長敬白の願文なるものがある。これは源頼朝がその死没の二年前、保元の乱以来の諸国叛亡者の群れの冥福を薦め、その魂を鎮めるために宝篋印陀羅尼を書写して納めた八万四千基の宝塔を造立し、供養した際、五百基を勧進し、但馬国分三百基を関東祈禱所であった進美寺において但

馬国守護源(安達)親長が勅進奉行として午刻(十二時)を期して朗読した願文である。その文言は、美文調で綴られ、これまで述べ来たった歴史の推移がつぎのように語られている。

去る保元元年(一一五六)鳥羽一院早く耶山の雲に隠れ、(崇徳)後白河當帝・新院

一天を諱うて自ら已來、源氏・平氏頻りに乱れて蜂起し、

王法仏法俱に静まらず、就中、前の太政大臣入道(平清盛)静海忽ち

朝恩を誇つて趙高の計を廻らし、恣に王法を傾け、守屋

の跡を継いで、頻りに仏法を滅す、所謂、聖武天皇の御願

九重の歎き、七道の愁い、何事かこれに過ぎんや、爰にわが

君前の右大將源朝臣、天に代つて王敵を討ち、神に通じて

逆臣を伏し、早く一天の陣雲を拂い、速に四海の逆浪を静

む、都鄙・貴賤、歡喜の咲開かざるは無し、但し、追討を

行い、刑害を加ふるの間、天亡の輩數千萬矣、平家に駈ら

れ北陸に趣くの輩は、露命を篠原の草下に消し、逆臣に語

られ南海に渡るの族は、浮生を八嶋の浪上に失う、

治承・寿永の内乱が平氏を王敵とし、頼朝が愾慮に従つて

その陣雲を払うに至つた経緯が対句の修辭法によつて王法・

仏法擁護の立場から音吐朗朗と述べられている。是非、朗読

によつてその口調に触れてみていただきたい。なお、ここに

述べられている思想については後に述べたい。保元・平治の

乱が平氏政權を生みおとしたように、治承、寿永の内乱が鎌倉幕府という東国の武家政權を誕生させた。鎌倉殿源頼朝は、東国の牧や莊園を基盤として成長してきた大小の豪族的な武士団の封建領主化の動きに支えられながら東国の武家の棟梁として政權を樹立して行くわけであるが、その生誕の過程で西国に典型的にみられる土豪的な武士団が入京した木曾義仲や源義経などと結んで自らの政治的立場を乗りこえて進むことに警戒し、それらの勢力を切り棄てていったことはよく知られる。この西国の地域では農業の生産力も高く、階級分化が進み、農民の自由な土地所有を求めざる自營農としての獨立化の動きが早くからめだっていた。従つてこの動きに対応して土豪的な在地武士が、内に封建領主化を遂げてゆくためには中央に新しく登場してくるラジカルな權門と外に結んで、封建領主としての跳躍をはたさねばならなかったのである。いわば矛盾に満ちたジャンプであったがためにそれだけまた危険性を宿していたわけだ。温泉莊の下司平季広、季長父子の場合がそれである。季広は、すでに治承四年(一一八〇)地頭職に補任されたと称して在家人等の資財雜物を押し取り、年貢以下の米を押領したとして領家の勘氣をうけ、起請文を提出している。

温泉御庄の本領主平季広解し申し起請を進めるの事、

右、地主たるに依り下司職に補し畢ぬ、領家の奉為に一塵

の非常、若しくは悪言奇恠をし、兼て又、領家の御下知に

背き、仰せの旨を忽諾（ゆるがせにすること）せしめば、  
王城鎮守の諸大明神を始め奉り、日本朝中大小神祇の罰を  
季広が身に蒙りまかるべき也、仍って起請件の如し

治承四年卯月十二日

平季広判

（高山寺古文書十六号「後白河院庁下文案」所引）  
とあるのがそれだ。これは成長しつつある荘民（在家人とす  
るどく対立しながら封建領主化への道を直進しようとした季  
広等の足損（あしがら）にも以た行動を示しており、それだけに荘民から  
の痛い抵抗の前に、領家に誓約を誓った屈辱の起請文でも  
ある。

さて、季広父子は、治承・寿永の内乱というゆれ動く激動  
の火中であって危険な賭（か）を入京間もない木曾義仲への加担を  
通じて実現しようとした。そして急速に自滅への道の階段を  
踏みはずし、かけ落ちる如く転落していった。伝えるところ  
によれば、季広等を指して「去年十二月、俄（たか）に謀叛（ひん）の義仲と  
相ひ語らい、即ち件の領の由をいい、途中に於て運上の御年  
貢以下雑物等を押し取り、庄庫を追捕し、所納の御米等を運  
んで、庄内を損亡（ひん）」（同前）したという。季広等は謀叛の義  
仲側に加担したと称して、領家を停廃し、運上途中の年貢以  
下を略奪し、庄庫を押取して温泉荘を損亡せしめてしまおうと  
いう行動に出たのだ。しかし、同年十一月、法皇御所法住寺  
殿の焼き打ちを敢行し、専制的な独裁権力を実現したかにみ

えた義仲が、元暦元年（一一八四）一月、義経・行家等に攻  
められ、近江粟津で孤立のうちに奮死したように、季広等の  
夢もまた同じ運命にまわれ、頓挫する。

元暦元年四月の後白河院庁下文に引かれている温泉荘官等  
の解状は、季広一族の動きを非難する言葉が力をこめて述べ  
られている。

此（か）の如きの輩、その誠（まこと）めなくんば、向後の狼藉、断続すべ  
からざる事歟、是れ獅子之中の虫なり。世間落居せざるの  
折節を以って、季広の吉慶となし、御荘を損亡せしめるの  
条、今度に始まらず、前々平家の時、以ってかくの如きな  
り。就中、途中たりといえども、領家においては殺害を企  
て、塵灰たるべきの由結構の詞をいたし、動もすれば謀叛  
の輩を相語る……若し、御裁許遲怠に及べば、又当時権門  
の武士に語り付き、猶濫行を致さしむる歟、……人倫を憚  
らざるといえども、争か神判を恐れざらんや、これを以っ  
て万事賢察を垂るべきこと歟、望み請うらくは恩裁を、  
早く注文の旨にまかせて、件の雑物等を糺し返さし、兼ねて  
又、件の季広・同男季長等の身を禁獄せらるるなり（同前）  
ここにはくり返し「権門の武士」と結んで在地に勢力を播種  
していこうとする季広等の領主化の動きを「獅子身中の蟲」  
（身から出た禍）として力をこめて非難している。かつては  
平家の家人として、ついで謀叛の義仲への加担、義仲没落の  
後にいたっては、いままた「当時権門之武士」に語り継うと

する本性そのものを非難しているわけだ。その結果、さしも  
変革の時代を生き抜くために触角にも似た鋭さで切り抜けよ  
うとした季広は荘内追却の身となり没落するに至った。

## 二

武家棟梁として御家人を統率し、鎌倉に本拠を置いて東国  
を中心に地盤を固めていった源頼朝は、建久三年（一一九  
二）、征夷大將軍に任ぜられ、鎌倉幕府を開いて武家政権を  
創設し、全国に封建的な支配を拡げていった。すでに文治元  
年（一一八五）、義経と平家の殘党の追捕を名目として、全  
国の国々に守護を、公領・莊園に地頭を設置する勅許を得  
て、東国の豪族の武士を御家人としてこれに補任した。これ  
ら地頭御家人と呼びならわされた人々と国衙在庁機構を支配  
の体系に包摂することによって幕府は、全国にその支配権を  
拡大していったわけだ。鎌倉幕府の全国的な支配体制は国衙  
在庁機構の存在を前提として実現された。

守護は、有力御家人を国毎に任じ、国衙在庁機構を掌握し  
権限として「大犯三ヶ条」といわれるように、大番催促・謀  
叛人・殺害人の検断という国内の軍事指揮権、警察権を握っ  
た。特に大番催促は国内の地頭御家人に対する軍事指揮権で  
あることは注目される。地頭は、公領・莊園ごとに設置さ  
れ、年貢徴収や莊園の管理などにあたったわけである。

本編に収録した二十五点に及ぶ進美寺文書は、鎌倉時代の  
但馬国の守護をはじめとする国衙在庁官人等の問題について  
明らかにし得る貴重な古文書が含まれている。

天台宗日前山進美寺は、寺伝によれば僧行基の開基するこ  
ころと伝え、天平十年（七三八）には十三間四面の大伽藍と  
四十二の坊舎が建立され隆盛を極めたといわれるが、もとよ  
りその確実な徴証を持たない。

しかし、進美寺山は地形的に、円山川の河流に大きく開か  
れる豊岡盆地の喉元に位置する独立した男性的な山容を誇っ  
ており、さきの願文にも「当寺の躰たるや、高山南に峙ち大  
悲の慈雲遙かに聳え、深谷北に斜して弘誓の願力最も深し、」  
と表現し当寺の立地条件と、その景勝をたたえている。

その山頂に立つ時、雲海の眺望はもとより、何よりも進美  
寺が大岡山の大岡寺と対角線上に向いあい、更には、来日岳  
の雲光寺とを結ぶ三山の寺院が、但馬の国衙を鎮護する枢要  
の地に位置することに思い至る。このことからみても、進美  
寺が古くから但馬の地において重きをなしていたことは想像  
に難くない。

さて、進美寺が現存する古文書の上から寺歴を明確になし  
得るのは仁平元年（一一五一）鳥羽院の庁裁によって「国家  
静謐之御願」を祈念する「國中無雙之靈場」となり、文治元  
年（一一八五）には源頼朝が但馬国惣追捕使（但馬守護）小  
野（武蔵七党の一、横山党小野氏）時広をして平氏追討に際

し観音經一萬卷を転読せしめ、ついで建久八年(一一九七)十月、頼朝は諸国に丈五寸の五輪宝塔を八万四千基造立供養し保元・平治の乱以来の諸国叛亡戦歿者の冥福を祈らしめたが、但馬守護源(安達)親長はその命をうけて但馬国分五百基を勧進し、内三百基を、進美寺において開眼供養をなさしめていたことはすでにみた。進美寺は建久五年(一一九四)年五月に源頼朝によって関東祈禱所の寺格を得ていた。

鎌倉幕府の祈禱所として手厚い保護を受け、法華八講・兩壇供養法・長日大般若不断行等を勤行し、頼朝以来毎年その巻数を守護所に送進し、これを幕府に取次いで進めるのを例としていた。法華八講とは、ふつう法華經八卷を朝夕二巻づつ四日間にわたって講読供養するものだ。

ところで、一号文書は関東祈禱所(將軍家祈禱所ともいうことは備前国金山寺の例がある)進美寺に対し、鎌倉殿源頼朝が、小野時広をして法華經三千部、観音經十萬卷の巻数受け取りと、同寺への在庁大名等の連乱の禁止を命じたものである。

元亨元年(一一三二)三月の進美寺住僧等解状に「平家追討の刻、去る文治元年、八嶋の逆徒を責めらるるの時、当国惣追捕使横山権守小野時広奉行として一萬(巻観音經)を転読し、折伏拱受の方便を祈請し、同じく二年正月以来、長日三十三卷の御読経退転なきの間、建久五年五月十五日、御祈禱所として年来其の勤を致すところ也、國中在庁大名等狼藉す

べからざるの旨御下文を成され、」とみえる(八号)。従つて「御判」とあるのは源頼朝その人の袖判と想定され、二号文書とともに文書名も源頼朝袖判下文の案文としなければならぬ。しかし、下文としての形式上に疑点を残しているためにしばらく文書名を表題のようにしておきたい。

鎌倉幕府を創設した源頼朝は、建久九年(一一九八)十二月、相模川の大橋を完成させ、その落慶供養の帰途、落馬したのが原因で、翌正治元年(一一九九)一月、五三才の生涯を終る。その晩年は神社参詣のことが多かった。なかでも建久六年(一一九五)三月、東大寺大仏殿の落慶供養に臨んでの上落は、夫人の政子、息男・息女を率いてのものものしい行装であった。街道の警固は厳重を極め、多くの東国の御家人を供奉せしめての出発であった。

大仏が炎上し、東大寺の七堂伽藍が悉く灰燼と歸したのは治承四年のことであった。翌年六月、造寺並に造仏の官が任命され、復興の企てが始まる。行基の先例を追って、俊乗坊重源が大勧進となって、宋の鑄師の陳和卿の協力を得て盧舎那仏の巨像が鑄造され、完成をみたのが元暦二年(一一八五此年改元して文治元年となる)。罹災後六年目にあたる。同文治元年八月、後白河法皇の行幸を得て大仏開眼供養が催された。しかし、大仏殿の造営は残されていた。東大寺造営の料として周防国が充てられ、重源が国務を握り、木材等の運搬が始まる。これは大事業となり、幕府も東大寺の再建については、平家の失

政の一つが南都の焼打ちによる大仏炎上であつたところから、民心を収攬し、幕府の権威を高める上からも、その功を惜まなかつたものだ。かくて、建久六年（一一九五）三月十二日、落慶の供養はおわる。吾妻鏡の伝えるところによれば、翌十三日、將軍家は大仏殿に参詣あり、重源を介して、結縁のために陳和卿を召したところ、和卿は將軍家が戦争で沢山の人を殺し、罪業深重であるからと、謁することを固辞したという。十四日には頼朝一行は帰洛の途についている（各同日の条）。

ところで重源であるが、寿永二年（一一八三）正月二十四日、九条兼実（兼実）に謁して、渡唐三度に及び、阿育山（阿育山）の話（阿育山の話）を伝え、たことが兼実の日記の玉葉に見える。

阿育王山といふは即ち彼の八万四千基塔の其一彼山に安置せらる。件の塔皆削り透くと云々。其上に金塔を納め奉る。（当時の帝王進せらるゝ所と云々、其上は銀塔、其上は金銅の根本塔高一尺四方と云々）塔、此くの如く、重々納め奉らると云々。

とある。阿育山とは、中国の浙江省明州の阿育王山鄧峰広利寺のことで、呉越の國王錢弘俶が、インドのマウリヤ王朝の王阿育王がカリンガ国を征服し、大虐殺を行つてから戦争の悲惨さを深く反省、その罪業を懺悔して仏教を信奉し、釈迦の遺跡を巡礼して塔婆を建てその遺業をたたえたという故事をまね、八万四千基の塔を造立し供養した聖地だ。この錢弘俶の造塔の一つが現在、福岡市今津の登志山誓願寺に伝存し

ている。誓願寺安元元年（一一七五）に禪宗の始祖栄西によつて落慶供養が勤められ、建立された寺で、寺伝によれば重源もここに滞在したことがあるという。今津は大陸との門戸の地であつた。

東大寺大仏殿落慶供養に列席した頼朝は、陳和卿や重源などに接することで源平争乱以来の犠牲者である天亡の輩への罪業意識と育王山信仰などにもふれる機会を得たのではなかつたか。建久八年（一一九七）七月十四日には、かつて後鳥羽天皇の後宮に入れる希望を抱いた頼朝の長女大姫が病死している。頼朝は追善のために一堂を創建して女の冥福を薦めんとしたことが吾妻鏡に見える（（貞応二、八、）二十条）。

そしてこの年十月四日、源頼朝は、保元以来諸国叛亡者の冥福を薦めるために宝篋印陀羅尼を書写して八万四千基の五輪小塔を造立し、供養することを企てたのだ。まさに死没する二年前のことだ。

（鳥羽法皇）  
造立の意趣は、「去る保元元年鳥羽一院早く耶山の雲に隠れ、（後白河天皇崇徳上皇）当帝・新院一天を諍うて自り已来、源氏・平氏頻りに乱れて蜂起し、王法仏法俱に静まらず」といい、保元の乱以来、数十万に及ぶ天亡の輩は、何れも恨みを生前の衢に遺し、（悲み）恨みを冥途の旅に含む類であるから、勝利を怨親に混へ、（かたし）被済を平等に頒たんといい、怨親平等の思想的立場に立つて罪業意識を滅罪していこうとしたのである。「怨を以つて怨に報うれば、怨世々に断つこと無し、徳を以て怨に報う

れば、怨転じて親となる」というのがそれだ。

つぎに注目すべきは、「王法」と「仏法」の関係が車の両輪の如く、相依相即の関係、即ち、国家権力と宗教との相互依存の関係として強調されていることである。源・平争乱の結果、「王法・仏法俱に静まらず」といい、とりわけ、平清盛が「王法を傾けて」「仏法を滅し」、権力を私したために頼朝が「天に代って王敵を討つた」と述べている。王法・仏法に対する叛逆者＝清盛というのだ。王法とは、具体的には国王である天皇を頂点とする権門の政治権力を意味しており、朝廷・幕府もその権門の一翼を担う。抽象的には国家統治の秩序そのものの法をいったわけである。これに対して「仏法」とは、具体的には、「釈迦所説の一切法——八万四千の法門——であり、それは日本においては、勅許に基づき正法に依拠して建立され」鎮護国家の宗教をいった（佐藤弘夫氏「初期日蓮の国家観」『日本思想史研究十号』。南都六宗及び天台・真言の両宗がそれである。なお、黒田俊雄氏によれば、古代専制国家の崩壊と中世国家の成立の段階において、権門勢家による、天台宗の主導的活躍をバネとした顕密の一致・円融あるいは相互依存的な併存の「顕密体制」——「王法仏法の相依」という形で——が確立し、日本の中世を通じての国家的宗教意識を規定づけていったとされる（同氏著『日本中世の国家と宗教』）。

釈迦入滅後、仏法はだんだんと衰微し、正法・像法・末法

の三時に分けると、ついには五濁悪世の末法の到来となるという終末観が、天変地異や内乱、疫病の流行などによって平安中期以降人々の心を捉えはじめていた。

他方では「夫れ往生極楽の教行は、濁世末代の目足なり。道俗貴賤、誰れか婦せざる者あらんや」との有名な序ではじまる往生要集が恵心僧都源信によって著わされ、多くの人々に迎えられたように、来世の極楽浄土の世界を求めるといって盛んとなりはじめていた。

また、偽政者の間では、このような来世観に対して阿育王の聖跡に対する崇拜の念をよびおこし、造寺・造仏を興隆して、鎮護国家の立場から現世の終末観を一掃し、民心を収攬する必要に迫られていたともいえる。即ち、末法思想の風潮のなかで、民衆の現世における抵抗と来世への願望に対して、他方では為政者の側の深刻な危機意識が、宗教的な観念の世界における国家鎮護の意味を問い直させ、国家の役割に向わせることを要求していたのだ。

願文に「阿育の旧跡を尋ね、八万四千の宝塔を造立する」とみえる八万四千基の造立供養も末法思想の深化のなかでの為政者の対応としての育王山信仰の影響によるものと認め得る。この信仰は中国から導入されたものであり、扶桑略記に応和元年（九六一）、「宝篋印経記云う」として入唐僧沙門月延なるものが、錢弘俶の造塔供養とこれに納めた宝篋印経八

万四千卷の功德のいわれを述べ、唐物の一基の銅塔を持ち帰ったことを記している。これはすでにふれた如く阿育王山鄴峰広利寺に銭弘俶が造塔供養したもので、現存の、福岡市今津の誓願寺のそれには、方角中空の塔の内面に「吳越国王銭弘俶敬造八万四千宝塔乙卯歲（九五五）記」の刻銘がある。

ところで、保元以来戦没殞命の輩の追善としてすでに後白河法皇が鎮護国家の立場から八万四千基の造立供養の発願をおこなったことは、覺禪抄雜部造塔法条に収める院宣に、

就中八万四千基の精勤は、百千無教劫の善種也、阿育大王其の濫腸を發す、震旦・日域準のせざるなかれ、是れを以つて広く遠近親疎に勸め、旁道俗男女を訪う、五輪塔八万四千基を造立せんと欲す、其の内造進あるべし、

とある。これは年未詳であるが、後白河法皇のこの企ては成就しなかったものか、鎌倉幕府をして「王法」のなかに位置づけ、権門体制の一翼としての存在性の保証を確かなものとするために、法皇に代って鎮護国家のための「仏法」を實踐する証として全国の守護に命じて八万四千基の造立供養を行ったものではなかったか。これを伝えるものが唯一進美寺文書のなかにみられることは誠に貴重というべきである。また、同寺の文書は、但馬の歴代守護職の任にあった人物を確定する上でも欠くことの出来ない第一等の史料を提供する。これはすでにみたように同寺のおかれていた当時の歴史社会的性格から故なしとはしない。

佐藤進一氏著『増訂鎌倉幕府守護制度の研究』の但馬の部に  
よれば、

↑ 文治元年 ↓ 小野（横山）時広

建久八年 — 承久三年 安達親長

承久三年 — 貞応二年 ↓ 法橋昌明

↑ 弘安八年 — 元弘三年 ↓ 太 田氏

とある。小野（横山）時広は、武藏国横山莊（現八王子市・町田市）を基盤として起った横山党の一族で、東国の有力御家人の一人である。進美寺住僧等解状に「当国惣追捕使横山權守小野時広」とあり、同文書には建久五年五月十三日小野（横山）奉書案もある。文治元年（一一八五）平家追討を行った段階に国内の兵糧米徴収、その他治安維持の任務に従ったものであろう、一時的な任命と思われる（町田市史上巻参照）。  
ついで安達親長についてである。彼は、既にみた頼朝の八万四千基の宝塔造立供養の企てに際し、但馬国分五百基を勧進した人物である。

同建久八年七月日、彼は但馬国当役御家人交名注文を注進している。本編には直接収録しなかったのでつぎに掲ぐ。

但馬国当役御家人交名

出石郡

雀岐新大夫助景

右、当役御家人交名大略注進如件

建久八年七月 日

守護所源親長



「雀岐庄具書案」に載せるもので「守護所源親長」とある。国内御家人の当役交名注文の作成と注進は、守護の権限である大番催促による軍事指揮権に属するものであり、大犯三ヶ条の一つであることは最初に述べたところである。

承久三年（一二二一）、承久の乱が起る。これは、頼朝の死後、権門体制として国家権力を分有した公家と武家の間に対立、矛盾が激化し、それが承久元年（一二一九）將軍実朝の暗殺後の皇族將軍問題をめぐって表面化した。後鳥羽上皇は、幕府討滅を画作して軍事力を強化し、幕府に挑戦した。幕府は創設以来の危機を迎えるが、逆に勝利することによって従来の公・武の力関係を変え、北条氏の覇権への道を開く結果となった。実は但馬守護安達親長は承久の乱に京方に加わり、守護職を奪われ、同国の大名、法橋昌明が勲功によって新たに守護職の任についたことについては吾妻鏡に、「法橋昌明は、幕下將軍の時、功あるもの也、今度逆乱、勅喚（院のお召し）ありと雖ども、其の意敵の如くして、曾て関東に背かず、此の事すでに二品禪尼（北条政子）の聴に達するの間、昌明子細を申さずと雖も、但馬国守護職、并びに荘園などの下文をなし、去る月、遣され訖ぬ。」（八、十條）との記事がみえる。京方の武士として上洛すべき宣宜をうけながら、その催促の使者を斬ってこれを拒否し、京方の国内軍兵に攻撃をうけても孤軍奮戦して幕府軍の上洛に馳せ加わり、軍功をあげた結果のことである。これと関連して進美寺

文書に昌明が貞応二年（一二二二）四月日前守護人源三左衛門尉の子息盛師の私領畠八段六十歩を没収して進美寺の御灯油昌に寄進し、毎日、宝前に観音経一卷、寿命経一卷、観音呪百遍の勤行と、金剛般若経一卷の転読を行なわしめている（五号文書）。この寄進には但馬国守護とその一族が承久の乱に京方に加わったためのもので、この乱に功があった法橋昌明がかわって守護職に任ぜられたことによる報謝の意味がこめられていたものと思われる。

彼は常陸房と称し元は延暦寺の僧であったが、のち関東に下って頼朝に属し、文治二年五月十二日北条時定と共に源行家の誅伐に功をたて、その功によって但馬太田庄を賜わり、爾来、子孫但馬に在って太田氏を称したという（佐藤進一前掲書の註参照）。

ところでこの昌明に関して守護の権限である軍事指揮権に対応する警察権について伺える事件が起っている。

安貞二年（一二二八）六月四日、末寺進美寺の訴えをうけて比叡山延暦寺では政所下文並びに根本中堂後戸下文等をもって但馬守護法橋昌明に進美寺領への国衙・守護所使者の乱入を止めると共に、昌明らの日置河内の畠並びに山林等の濫妨を停止するよう二ヶ条について強固に申し入れている。これに対して昌明はつぎのように陳弁している（六号文書）。

去年の安貞元年閏三月十七日、鎌倉幕府から出された関東御教書に、「大番催促、謀叛、殺害事」（即ち大犯三ヶ条）等

の犯科人の追捕は守護の沙汰によるべきと諸国に定め下されたのであって、これ以外のことについて、何事に対しても守護使の乱入はしてはならないのは当然のことである。件の犯科人などがでた場合には、特別の命令を除いて、守護使から沙汰するのは当然である。盗犯・放火人・拘引うけひ（かどわか）し）についての検断権は領家三分の二、地頭三分の一の割合で権限が分割されているべきことが同じ御教書に定められている。地頭が定まっている所領においてはこの三ヶ条においては守護が介入するのは穏当でないのはもちろんであるが、進美寺領において事は地頭が未だきまっていなことから守護所が地頭に代って沙汰をしたままでのことであると述べているのである。

ところで、進美寺の寺領は、弘安八年（一二八五）十二月作製にかかる但馬國太田文によれば、

「根本中堂領 領家聖憲法印跡地頭 河南木小三郎入道蓮忍  
進美寺 三十二町五反」

とあり、その寺領内訳は寺田廿五町・領家分（聖憲法印跡）六町五反・地頭分（河南木蓮忍分）一町から構成されていた。してみるとこの太田文にみえる進美寺地頭河南木小三郎入道蓮忍もまた新補地頭であらうか。

それはさておき、事件の続きを追うと、更に日置河内島、山林等の濫妨については最初の寄進者忠清の死後、子息忠行が手継証文（手から手へと受けつぎ伝えられる土地の権利を

証明する一連の文書）を添えて地主職（土地の中間得分権）を法橋昌明に譲っており、今回八幡宮寺より押妨されたとき子細を延暦寺の根本中堂の執行しゆぎょうのもとまで注進しても沙汰が遅く、濫妨が鎮まらなため、昌明が秘計をめぐらして鎮圧したことであった。彼の島と山林は根本中堂領であることはもちろんであるが、寄進者忠清の地主職までも破棄されたことにはならない。同じくその島や山林等をめぐって進美寺衆徒等そしやうが訴訟（裁判）を起すことがしばしばあって中央から憲法使の範重が下向した際、但馬国衙の在庁官人等も立会い、道理にまかせてその所屬を裁定して以後、争いは一切なく領有権は明確となっているのであると述べている。即ち、法橋昌明は日置河内島並びに山林等に対する地主職（中間得分を取得する権利）を梃子として根本中堂領の進美寺島・山林への進出を企てようとしたのである。国衙と隣接する日置郷の地に大名であり守護の地位にいた昌明は守護領化の橋頭堡を築く野望をもくろんでいたといえるのではなかったか。彼の論拠の一節に「私領を以って権門に寄進せしむるの故は向後の連乱を絶って領知せしめんがためなり」と述べている文句は、そのまま大名として抬頭しつつあった私領主が下地に対する権利を留保しながら保身的手段として寄進行為を盛んに行った温泉莊下司平季盛同様の彼等の階級的本性をいみじくも吐いた言葉でもあった。

しかし、昌明のこの野望は、他ならぬ鎌倉幕府の命令によ

って停止されることとなる。七号文書の関東御教書案によれば、寛喜元年（一一二九）十一月六日、進美寺住僧等の訴えをうけた天台座主宮は改めて幕府に進美寺領の日置嶋等が守護使のために押領されたとして訴え、幕府は、守護・地頭御家人等の進美寺の所領田嶋の違乱は大犯三ヶ条の埒外であるとしてその自由勝手な濫妨を禁止した。関東下知状とは北条氏の執権時代の公式文書で幕府の裁許に用いられたものである。

以後、但馬の守護職は、鎌倉幕府の滅亡まで昌明の子孫にあたる太田氏の世襲するところとなったことは弘安八年（一二八五）の「但馬国太田文」の作製、幕府への送付責任者として守護人太田太郎左衛門尉政頼の名が注記されていること、また、正応三年（一二九〇）但馬国祈祷所の寺社の修造並びに蒙古襲来に伴う異国降伏の祈りの精勤、祈祷の巻数の執り進めを命じられた関東御教書案（六号）の充名に彼の名がみえ、また、元亨元年（一三二一）三月日進美寺住僧等解状にも守護として確認されるから太田氏の守護に職はまちがいない。

そこでつぎに、弘安八年守護太田政頼によって幕府に送付された「但馬国太田文」を若干検討したい。大田文とは、一國ごとに国内の荘園・公領のすべての面積を網羅して調査し、集成した帳簿である。これは幕府の命令によって作製されたものであり、国内の荘園・公領（国衙領）の領主や地

頭、及び除田・定田数など事こまかに記載されているから鎌倉時代の一國規模での所領支配の実態を把むことが出来るわけだ。「但馬国太田文」の解説は一七一号で詳述されているが、ただ二つの点を確認しておきたい。その一つは、この太田文は弘安八年（一二八五）十二月、守護太田政頼によって幕府に送付されたものであって、特にこの年幕府内部にあっては安達泰盛の乱である霜月騒動が勃発しており、安達氏の一族と思われる安達親長が承久乱以前の但馬守護職の地位にあったこと等から動揺する幕府体制を再編強化する目的で御家人の所領及び御家人役の賦課を確実に掌握することをねらって注進を命じたものと思われる点である。

今一つは、この太田文が守護が直接現地でのぞんで実検を行ったものではなく、「任古帳注進之」という記載が随所にみられるように各所領からの注文の指出を受けて行政実務を担当する国衙在庁の官人の手で集約され、作製されたという点である。

幕府による諸国大田文の調進は、建久以来数度に及んでいるが、建長元年（一二七九）の和泉国の大田文作製に関する久米田寺文書の例がよくこの作製過程の姿を示しているので参考までにとりあげておきたい。

久米多寺雑掌快夷申状案（泉州久米田寺文書）四四号文書、岸和田市史料第一輯）に、

建長年中、関東より西国の田文を召されるの時、（和泉国）当国分惣

官に仰せて諸郷保の田文を集め、正文に於ては関東に注進し、案文に在りては、(北条重時)極楽寺殿の御代六波羅奉行人兼当国守護代佐治左衛門尉重家、裏を封じて惣官の許に留置もの也、

とあり、その副進の文書目録として

- 一通 六波羅御教書案 建長元年六月五日 和泉国田文可注進由事、
- 二通 当国土生村并同国下久米多里田文案 建長元年六月廿六日、同年七月日、

とみえる。  
建長元年(一二七九)六月五日、六波羅探題から和泉国の在庁官人(惣官)に田文の注進が命じられた。これは幕府の西国の田文調進の一環としておこなわれたものである。当時和泉国の守護正員は北条重時で六波羅探題とされる(佐藤進一氏前掲書和泉の部)から守護代重家が六波羅に注進されたものであろう。この時、和泉国の大田文(田文)は二通作製され、正文が関東に送付され、案文は重家が改竄防止のために紙の継目裏に花押を記し(裏封という)、在庁官人の許に預け置いている。地方行政官僚として在庁官人が国内の実務を担当し、大田文も彼等の手で作製されているわけだ。しかも、荘・郷・村毎の地頭代の田文の注進という指出注文に基づいていることは文書目録に見える土生村田敷注文案が伝存していることによっても明らかである(前掲書、十号文書)。

和泉国木嶋郷土生度(注一度は村に同じか)。  
注進 建長元年田敷散用事

合三十二丁一反三百歩

除田二十三丁五反三百歩 已加徴御免田

雨降大明神免田五反 神於寺免田一反

久米多寺免田一丁六十歩 加守寺免田一反小

治間一色坪居八反 同御醉免田五丁二反

今泉免田二丁四反三百歩 同膳給田六丁

召次給一丁 雜仕職二丁七反

地頭給田三丁 但元惣刀祿 給田 度卜例算失田二反小

尙除田八丁六反 已加徴田

宜秋門院御醉免田二丁一反小卍 高三位家位田

田一丁四反 留国下符田一丁一反 大治部卿位田

一反 国衙定田三丁六反三百卍歩

分米加徴米四石三斗段別五升定

右、任実正注進如件

建長元年六月廿八日

(土生村地頭) 半左衛門入道殿代官 沙弥阿念

これらの史料によって村地頭代の田文注文指出→惣官(在庁・田所)の二国大田文作製→守護代注進→六波羅の注進・送付→関東という経路が理解される。さて、土生村(度)の総田数三十二町一反余の内訳をみると、雨降大明神以下、寺社及び給免田の合計にあたる二十三町五反余が除田として「加徴免田」となっている。その差し

弘安8年(1285)但馬国太田文氣多郡の部

所領名	面積	本家	領家	地頭	下司・公文等	備考	
伊福別宮	町反歩 5.6.260	石清水八幡宮		青鳥親伝		〔両所共古帳 通り注進〕	
春日社	4.9.060	同上	岩倉皇后 宮権大進	同上			
太多莊	81.6.118	伊勢太神宮		染前藤内兵衛了一 太田行頼			
観音寺	9.4.240	熊野山		同上			
円提寺	5.9.000	新熊野					
椒別当	8.3.000	八幡領			下司石木能美御家人		
新宮田	3.0.000	熊野山					
円山別当	0.8.000	八幡宮領			沼田頼西		
国分寺	34.0.020	法勝寺		白川中将			中分地
栗前莊	48.3.062						南北両莊 24.0.210
三方莊	59.7.130	横川中堂		越中律師定範			
比曾寺	11.8.000	天台末寺			染前藤内兵衛了一 同上		
善雲寺	6.4.250	同上		染殿			国別当アリ
進美寺	32.5.000	根本中堂領		聖憲法印跡 給主但馬 前司入道	河南木蓮忍 小河宗祐		八代善阿御家人
八代莊	53.8.000	歡喜光院			前左大將家後室		
大將野莊	57.7.160	宇治安楽院	円満院宮				
惣社大般若田	4.0.000	72.8.160				國中諸寺沙汰	
同社三十講田	1.5.000						進美寺沙汰
寂勝講田	11.3.000						国司沙汰
鏡田	7.5.340						同沙汰
五大堂田	4.0.000						国別当助真跡
長喜寺田	2.0.000						同別当一庁宮
葉音寺田	3.060						同人
来迎寺田	2.0.000						同別当
蓮台寺田	3.8.000						同人
吉祥寺田	2.1.180						治田頼西同恩
歩射田	1.0.000						国押立成蓮
竹隆院	4.000						国別当院係所 師親
善代寺	1.7.000						同人
楽音寺	1.0.060						同別当教蓮
興法寺	3.0.000						
高生郷	107.8.240					公文矢部尼関東給 同上	上郷、下郷、惣社 田比沙門堂他
新堂田	3.8.000				越前長経		
日置郷	146.7.194				高田忠員		
高田郷	67.4.163			治田頼西			
気多郷	111.3.224						
狭治郷	34.2.240				公文八木高貫御家人 公文八木真阿御家人		
八代郷	19.2.203			八木真阿			
下賀陽郷	59.0.041				国別当水落重方跡 御家人		
小山田寺	3.0.000						
新井莊	13.0.060			宇多田阿妙跡 南方小林三郎入道 北方同三郎興重			
上賀陽莊	17.6.328						

引いた残りの八町六反に段別五升定の加徴田として賦課され、分米四石三斗が加徴米として計上されている。その他、地頭給田のうちには荘官職である惣刀祢給が吸収されていること等興味をひくが、この和泉国の建長元年の大田文の主たる目的は、承久乱後の新補地頭の設置にともなう段別五升の加徴米賦課に際してその調査を目的として作製されたものであると予測される。ここに守護の国衙在庁の原則的な支配の過程をみる事が出来る。

日高町の町域は、ほぼ旧気多郡の地域に相当するからつぎに「但馬太田文」にみえる所領支配の実態について注目しよう。

まず気多郡は国府の所在地であったことから国衙に關係する記載が多くみえる。その中心は国衙の支配する祭祀の費用にあてる料田である。「惣社大般若田 四町」(國中諸寺の沙汰)、「同社三十講田 一町五反」(進美寺の沙汰)、「震勝講田 十一町三反」「綾田 七町五反三百四十分」(共に国司の沙汰とある)のほか、国別当らが沙汰する五大堂田および長喜寺田・薬音寺田・来迎寺田・蓮台寺田・吉祥寺田等がある。また、悪霊退散の神事奉納のための「歩射田 一町」は円山別宮の地頭沼田願西が国恩として預っている。歩射とは徒歩で射手が的に弓を射る破魔弓神事で災異をはらい、五穀豊穰を祈願するものであって、正月に行われた。

惣社とあるのは、上郷に鎮座する気多神社のことで、惣社

は国内の神社の祭神を一ヶ所に総合して勧請した神社のこと<sup>式上</sup>で、平安末期に国司が任国に赴任し、国内諸神に参拝するといういわゆる神拝の行事は国務に先立ち第一に行う任務を持っていたのであったが、国内諸神の巡拝を簡略化する便宜のために国衙近くの惣社に国内諸神を勧請し、これを神拝することによって巡拝の代りとしたことから一般化した。惣社は国内神社の中心として崇敬をうけると共にその祭祀は国内統治のうえで重要な役割を担っていた。但馬の惣社である気多神社において鎌倉時代、国内諸寺の沙汰として六百卷二百七十五品の大般若経の転読法会、また進美寺の沙汰として、法華経八卷二十八品とその序経である無量義経一卷、その結経である普賢観音経一卷を合せて三十日間講するいわゆる三十日講の法会が催されていた。さきの歩射も惣社への神事奉納として行なわれたものと思われる。このほか、高生郷には、押領使田・井料官使田・留守所用作・一庁官分の田など、また隣郷の気多郷・賀陽郷には舞人及び新井莊国役人らの田、郷司佃・官使田等、留守所・在庁官人らの給料にあてる給田がみえているので国衙との關係を思わせる。

ところで、進美寺との關係で注目されるのは国別当だ。これは国衙が任免する国内諸寺を統轄する役職であったと思われる、恐らく惣講師を勤め国衙の祭祀にかかわったと思われるものだ。国別当らは五大堂・長喜寺・薬音寺・来迎寺・蓮台寺・吉祥寺等を支配した。文永七年(一二七〇)二月、後睦

峨上皇院宣によって、蓮台寺・吉祥寺ならびに石和田保(別名建屋紙工保)を本領主の寄進に任せて進美寺領として安堵し、国衙の妨げを停止するとみえる(進美寺文書一三三号)。

ところが別の文書に「右、三箇所の内蓮台寺・吉祥寺は、在庁資経法師六代の相伝の所領なり、而るに去る文永年中故聖憲法印国務の時、進美寺領家職を兼帯せしめるに依り、故無く寄附の状を召取り、進美寺別院山門修造の料と号して滅亡」せしめたとし、国衙在庁官人の訴えがあり、相論に及んでいる(同一八号)。

蓮台寺田・吉祥寺田・石和田保をめぐって進美寺と国衙とが紛糾を続けているわけであるが、本来、蓮台寺・吉祥寺は国別当の管轄するところであった。在庁の資経法師が国別当として六代相伝の所領として伝えて来たが、文永年間に、聖頭法師が国務として惣講師を勤め、これらを別名として領有化し、その領家職を進美寺に寄附して別院山門修造料所に宛ててしまったという。

文永の役による蒙古襲来という非常事態の続く緊迫した状況のなかで、王法と仏法を主宰する公家の側も国難として受けとめ、亀山上皇が弘安二年(一二七九)、再び弘安の役の来襲に備えて異国降伏の祈祷を命じ、但馬国にあっては院宣を以って国内のすべての衆庶に勸進をすすめて進美寺の修造を企てさせ、併せて寺領田畠以下に対する甲乙人の乱妨を停止して、仏事勸修の祈祷を興行せしめている(同一五号)。

これらの国家的要請を背景として聖頭法師の惣講師への補任もあり、蓮台寺田・吉祥寺田・石和田保の進美寺の別院寺領化の問題が急展開を遂げることとなったと思われる。弘安九年(一二八六)七月、権大僧都憲勝の奏状に従って、進美寺別院の蓮台寺・吉祥寺・石和田保等を国衙ならびに権門などが違乱するのを停止する官宣旨が下されている(同一七号)。

ところが国衙在庁の立場からすればこれらの寺田以下は「国別当一庁官」の沙汰するところのものであり、進美寺の別院として領田化するのはたえがたいとして但馬在庁官人が亀山上皇の院の文殿庭中に連署状を捧げて訴え、院の奏聞があつて山務一旦を停止し、新立の荘号を止めて国衙に返付するの旨の院宣が下された。これをうけて天台座主宮無品親王(尊助)が但馬国の在庁官人に充て、蓮台寺・吉祥寺の寺田、建屋紙工保(石和田保)の新立の号を停止してこれを収公し、改めて元の如く国領地として正税(官物)を国衙に弁済せしめる天台座主庁の下文を発給している。ここには建屋紙工田が国衙の在庁官人等によって石和田保として成立してくる史的背景を読みとることができる(上巻二五四頁参照)。

つきにいくつかの荘園と地頭御家人についてみてみたい。仁和寺領新井荘は、既に建久九年(一一九八)、但馬国司庁宣によって同寺領禾賀荘・大内荘とともに大嘗会用途の賦課を免除されている(仁和寺文書六二二号)。太田文によれば、総田数十三町余、地頭宇多田孫三郎入道阿妙跡とあり、地頭

給田四町四反、定田八町六反余の内訳を持つ。定田は国役など諸役負担の基準田數で公田ともいった。地頭宇多田氏は承久乱後西遷した新補地頭である。新補地頭は、新たに公家方所領の地頭に補任された東国出身の御家人のことで、文治以来の本補地頭に対して呼称された。彼等は十一町毎に一町の給田、段別五升の加徴米賦課権、山野河海に対する権限など、大幅な権利を梃子として荘園を蚕食し、地頭領主制の展開をめざした。このことは、承久乱の翌々年の貞応二年（一二三三）十二月、関東下知状にみえる新補地頭宇多田家守の新儀非法の内容はよく地頭の荘園侵略の様子を語っている。

その前年、即ち承久乱の翌年七月、訴状によれば、新井荘の荘域内に気多郷一町七反・三方郷七町余・日置郷七反の散在の郷領があるとして、気多郷地頭沼田三郎・三方郷地頭渋谷三郎・日置郷地頭越生馬允等が相語らって年貢・課役の誼責を荘民に対して行ったため、荘民は荘園領主の仁和寺と彼等公郷地頭らの両方から催促をうけて方途を失い、寺領滅亡に及んだと訴えている（六三号文書）。

そして貞応二年十二月、今度は新井荘地頭宇多田氏の非法である。同じく訴状によれば、新井荘の総田數は十八町八反三百歩、定田十三町七反百二十歩、総畠數十二町九反十六歩、定畠八町七反九十六歩である。ところが宇多田家守は一般の慣例に背いて一方的に田畠総員數に段別五升の加徴米を掛けて算出し、その算定額の要求を強制的におこなうのは堪

えがたいとして訴えているわけである。即ち、すでに和泉国久米田寺文書の例でみたように加徴米の賦課は定田・定畠を対象として算出されるべきものであり、年貢公事免除の除田は「加徴免田」であるのが通例であった。家守は総田畠數に掛けて加徴米を算出し、荘民を誼責してその強奪をはかるという非法を行っているわけだ。もちろん「当庄民等両方の責に疲れ、廻土の計を失う」とある表現の背後には現地の荘民の強い抵抗を読みとることも可能であろう。彼等農民層も成長し、行動しはじめている。荘園領主である仁和寺は、地頭の領主化をめざそうとする地頭御家人層の動きが暴力的な非法となって現地荘民の上に転化されてくることに対して、平民百姓の要求をくみ上げながら幕府へ訴訟に及び、その非法を止めるべく訴えている。

一方、地頭御家人層が当時のどのような存在形態をとっていたのか。この点で日置郷地頭越生氏の場合が参考となる。太田文にも「日置郷百四十六町七反百九十四歩地頭越生兵衛太郎長孫」とみえ、「地頭新給田 四町六反六十四分」を有している。「法恩寺年譜」に収録する越生氏の関係文書の写し類によって越生氏の日置郷地頭職の継承の様子を伺い知ることが出来る。法恩寺は埼玉県入間郡越生町に存在する真言宗智山派の寺院で、越生氏の檀那寺にあたる。同寺に襲藏されている「法恩寺年譜」は全三冊で本編に収録した古文書類は第一冊目で奥書に「享保十三戊申七月弟子隆英謹書」とみえる謄写本によつ



た。越生氏は武蔵国入間郡越生郷を本貫とする関東御家人であつた。承元二年（一一〇八）三月十三日付で越生有弘の讓狀の旨に任せて越生有道・有高の武蔵国吾那、春原、広瀬郷・越生郷以下の地頭職を安堵する將軍家政所下文を受けたなかに日置郷墾田屋敷のことがみえる（法恩寺年譜五六号）。やがて墾田屋敷は別の文書に田在家として登場する（同五九号）。田在家は農民の住屋（ノ宅）に田地が付属したもので、元亨元年（一一三二）十一月、伊達宗綱讓狀に但馬国小佐郷二分一方地頭職の内容に「在家六字」とみえるように隸属性的の強い在家住民がその耕地と統一されて支配の単位に編成され、在地領主の支配の中核として機能していることが知られる（伊達文書九三号）。他方、自由な農民的土地所有を求める動きは、未開地・荒地の開墾を通じて垣内という形態で実現されていった。垣内は、周囲を竹木・垣などをめぐらした耕地で、農民の開墾の根拠地的性格をもつた。法橋昌明が前の守護人源三左衛門尉（安達親長）の子盛師から没収し、進美寺に寄進したという垣内畠八段六十歩は日置郷に存在し、シッタ垣・ホコタテ垣・ヤナセ垣・東県垣・イモチ垣・大柳寺垣・二丁畠垣・大中嶋垣という八ヶ所の垣内からなる私領畠であつた（進美寺文書 五号）。地頭 $\parallel$ 在地領主は、「本宅」の周辺に地頭門田・堀内などの直營地を設定し、その外延的延長に家父長的な主従関係の中に組み入れた下人・所従や隸属性的の強い農民を開墾地のなかに垣内・田在家として支配の

単位とし農業経営にあたらせて私領を形成、下人・所従、在家農民の労働力によって手作地の維持をはかる一方、莊田を耕作する平民百姓の名田にむかつて地頭の莊園侵略が進んでいった。地頭のこのような動きは直接的には在地の名主・百姓等の抵抗にあい、それを莊園領主権の侵害として受け止めた莊園領主によつて地頭の非法として鎌倉幕府や六波羅探題にもちこまれ、莊園領主と地頭の裁判となつて結果したことは既にみた。ところが地頭の莊園侵略の動きは、地頭の領主制の拡大とともに一時的な裁判の判決をのりこえてますます激しさを加えていったため、その勢いを止めることは出来ずについては莊園領主側がその妥協策として下地中分などの対応策をうち出さざるを得なくなる。幕府側も莊園領主・地頭間の紛争処理に困難をきわめたために、和解である和与をすすめ、当事者で合意のうえ作製される和与狀（和解契約書）にもつき裁許狀を下してこれを確認するという方針に切りかえていった。下地中分というのは係争地である莊園を二分して相互に干渉を排除し、自分の持ち分についての一律的な支配を確立するものである。幕府の裁許狀を受けた場合は、多く下地中分繪図を作製し、これに朱線をもつて中分の界線を記入して幕府に提出した。これに対して幕府は裁許狀に署名した執権連署が朱線部分に花押を記して返付した。伯耆国東郷莊の下地中分図はその代表である（佐藤進一著『古文書学入門』一四三頁）。

さて、楽前荘に「中分の地」とあるのはこの荘が下地中分されたことを意味している。即ち、四十八町三反六十二歩が南荘（地頭分）・北荘（領家分）として二十四町三十歩づつに均等分割されて折半されている。太田文から下地中分の例を拾い出してみると出石郡雀岐荘、城崎郡新田荘、朝来郡賀都荘などを挙げ得る。法勝寺領雀岐荘の場合をみると、本家職は法勝寺にあり七十二町九反四十六歩で「但し中分の地」とある。東方は領家分で尾張三位家（坊門三位家）が有し、三十七町五反三十歩、西方は地頭分で太田左衛門三郎入道が有して、三十六町四反六十歩と、ほぼ均分に折半されている。これは文永十年（一二七三）、即ち、文永の役の翌年十一月十四日に和与中分状が立てられ、同年十一月十六日付を以って和与裁許状が幕府から出されている（雀岐庄具書案）。その和与中分状によれば、

①一、当荘中分の事、

右、両方条々に就いて、和与の儀中分せしめるところ也、半分の堺を交えず、分付せらるべきの由定め早ぬ、

②一、当年の御年貢、並びに地頭得分の事、

件の御年貢、中分より以前収納せられるの上は、残る未進は和与の儀を以って今年許は更に違乱あるべからず、又地頭得分以って同前矣、次に地頭負う分の年貢の事、当年分許は同じく和与の儀を以って百姓の如く弁済せし

むべし、一切未進あるべからず、但し明年よりは諸事一向相互に中分の内相<sup>いひあひ</sup>縊<sup>ひき</sup>べからざるもの也、

③一、御年貢年々未進有無の事、並びに地頭得分年々抑留せられるや否やの事、

当荘和与中分の上は、相互に沙汰に及ばず矣、

④一、領家御宿所・小御堂、並びに地頭住宅の事、

彼の地下地頭方に成ると雖も、御宿所、並びに小御堂召さるべし、又地頭住宅の下地、領家御方に成ると雖も、取り渡すべく、互に違乱あるべからず矣、

⑤一、当年地頭作表の事、

地頭手作の地においては、下地領家御方に成ると雖も、

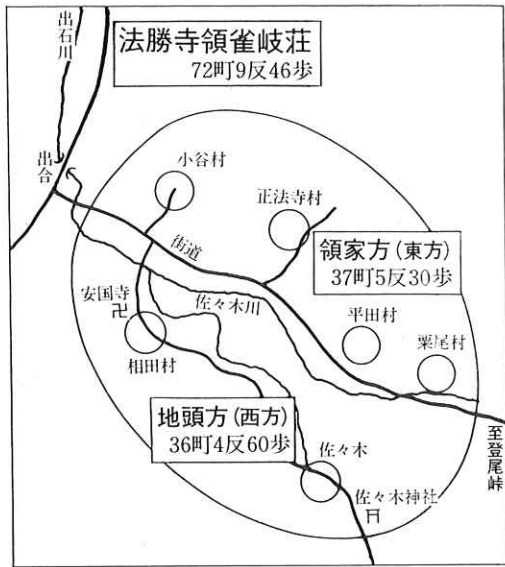
和与の儀を以って地頭に付けらるべきの由定められ早

ぬ、預所手作の表、以って同前矣、

とあり、五ヶ条の条文がみえる。

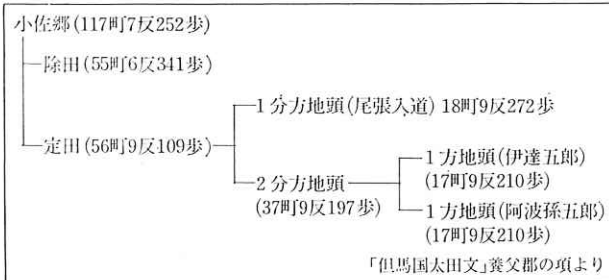
①・④によって雀岐荘が和与中分によって以後、互に干渉することなき旨を確認し合い、特に④により、領家方の地下にある地頭住宅と、地頭方にある領家方の御宿所・小御堂が相互の持ち分の地内から移転を行い、以後入り交わらざるようにして干渉を排除し、相互に一円支配を約している。中分の界線は、佐々木川沿いの街道をもって行なったものと思われ、小谷・正法寺・平田・栗尾の各村を含む東方を領家方とし、相田・佐々木の各村を含む西方を地頭方として分割した。雀岐荘の荘園支配の構造は、本家が法勝寺、領家が坊門

三位家で共に京都にあり、現地には預所を代官として派遣し、公文・名主などの荘官を補任して荘経営にあたった。そこに地頭太田氏（大江ともある）が入部し、年貢以下の徴収や荘園の管理にあたったわけである。恐らく④などによって推測されるところは地頭の年貢未進・滞納を原因として預所との間に紛争を起し、領家によって幕府へ訴訟に及んだと思われる。その結果としての和与中分であった。地頭は現地に住宅を構え、地頭給分のほか、佃などの手作地を持



ち、徴税単位として名に編成された百姓名から年貢以下を徴収し、除分など現地立用分を差し引いた残りの本年貢は、預所を通じ京都の荘園領主に送られたものと思われる。②にある地頭得分は地頭名田よりのそれと思われ、その負う分の年貢は百姓の如く弁済せしめ、一切の未進なきものとしていゝ。地頭が直営地に手作の作表を播植していたことは⑤にみえる。下地中分の結果、地頭は下地（土地）の収益 $\parallel$ 得分権と、下地の管理 $\parallel$ 支配権を含めた下地進止権を獲得するに至る。そしてその所領支配を通じて領主制を展開させる。さらに地頭職が所領支配として観念されることによって一分地頭・二分地頭と呼ばれるような地頭職の分割譲与が可能となる。太田文にみえる養父郡小佐郷の場合がその典型である。

小佐郷の地頭職は、一分方地頭と二分方地頭とに分割され、ほぼ定田を一对二に、更に二分方地頭は一七町九反二〇歩に下地を折半して、一郷に三つの地頭が分立していた。いわゆる鼎立の状態でそれぞれの勢力が競いあっていた。本来は小佐郷地頭として本地頭が設置されていた（伊達文書九一号）が、文永一弘安段階に本地頭職が分割譲与され、一方地頭、二分方両方地頭の地頭という鼎立の地頭が一郷に存在するに至っている。弘安二年（一二七九）十月、二分方地頭職、及び恒富名をめぐって一分方地頭の尾張守公時と二分方地頭の安原高長・伊達尼妙法が相論し、高時等の主張が入れられている（九二号）。既に前出の譲状によって二分一方



地頭職の具体的内容は、地頭結と思われる得近田三町七段余—自己の手作地であり、これに在家六字の隸属農民の労働力を募って投入し、領主経営の中核部分を基本としながら、永重・友正という百姓名を持ち、徴使給三分の一のほか、平島・野島・山島の畠作経営と山林などに労働夫役を通じて一般農民を包摂し、その領主的支配を拡大していった姿を読みとることが出来る(九三号)。このような地頭の領主制の展開は、他方では前述の如く強まりくる平民百姓の抵抗をうけることとなったと予測される。農民と対抗しながら領主・農民関係を維持し、拡大してゆくためには何よりも地頭の一族・一門の族的結合による力の結集によって地位を保つ必要があったのである。すでに日置郷地頭の越生有高(法名意仏)が讓狀に置文を書き「兄弟何事も言い合い、中悪しく余るるべからず、有道子無きは、則ち末永

の子に附くべし、末永子無きは、則ち有道の子に附くべし、子孫まきに此の掟を守るべし」と、子孫の断絶なきことを教訓している(法恩寺年譜五七号)のもその現れであろう。また、鎌倉末期の応長元年(一一三一)十一月、御家人橘寛阿が一族三名の連署で大岡寺に長日仁王講料田として一町二段余の田地を寄附した寄進状(大岡寺文書三〇号)に「国家執柄、並びに將軍家・執権別しては御家人沙弥寛阿の家門安穩・子孫繁昌のため」と記している。ゆれ動く幕府の体制が危機に直面し、中世の国家的秩序の安穩と御家人としての家門繁栄を願わずにいられなかった寛阿の願いとはうらはらに、蒙古襲来以降の在地では、序々に内在する領主制の矛盾が火を吹き、鎌倉幕府も滅亡の前夜を迎えるに至っていた。但馬にあっても新しい夜明けをつげる足音は確実に聞きとることが出来る。それは地頭御家人の荘・郷支配のもとで、公文・田所などの下級荘官層が、名主の支配から自立を求めて成長しつつあった新興の農民層をまきこんで新しい政治勢力として抬頭しつつあったからである。激発する悪党事件の背後にはこのような新興勢力の荘園制や地頭領主制をのり越えてゆく新しい動きがあった。これまでしばしば登場してきた進美寺文書に関係して起った悪党事件はさしづめ以上の動きとつながっていると思われる。そこで最後に、進美寺文書の伝存についてふれたい。同文書は元亨元年(一一三二)三月日、進美寺住僧等解状一卷、(九通)と進美寺重書案一卷(十

通)、その他の一枚文書(六通)からなっている。

進美寺重書案一卷には、継目裏花押が六箇所を確認され、最初の紙の袖裏にもそれが認められる。

ところで、問題は進美寺住僧等解状一卷についてであるが、本文の述べるところによれば、元応元年(一三一九)八月十八日夜、寺僧阿闍梨俊昌は舎弟頼憲等と共に、地頭本吉三郎實直の代官であると称して、赤崎庄田所職であった俊澄・幸盛の里坊に夜討強盗して二人を殺害し悪党化した。本文には「彼俊昌は当寺の仏閣を焼払んと擬し、悪党等を相語らい、浮雲の如く往反せしむ」とある。そして進美寺の重書(重要文書)は進美寺の寺領田畠の押領をねらう俊昌等の悪党事件によって失墜せしめられたという(二二号)。従って元亨元年(一三二二)進美寺の寺僧等が連署して紛失状をたて、紛失の顛末を正文以下を写して提出し、案文(写し)の効力の確認を願った。二三号はこの申請に対して認可した国判・在庁官人(書生)等の連署の証判である。そして二四号の目下部氏の添状はこの紛失及び証判に添えて守護所に送られた際のものであろう。紛失状の末尾に「国判并守護地頭御家人之与判」を申し賜らんことを述べている。従って巻末には守護・地頭御家人の証判があったのかも知れないが、今は失なわれてみることができないのである。ともかく、進美寺の重要文書類は、阿闍梨俊昌なる者によって奪われ、紛失せしめられたわけだ。この悪党事件の原因はよくわからない

いが、同寺の寺領田畠の横領を狙ったものであったことは確かだ。『峰相記』にもこの頃諸国に悪党の蜂起が頻発したことを伝え、彼等の行動が、

論所ニ非サレトモ本人ノ方人ト称シテ所々ヲ押領シ、党結ヒ契約ヲ成シ、与力契号ノ類等、城ヲ落シ城ヲ構フル、故実屏ヲ塗リ出シ、矢倉ヲカキ、ハシクヲツカヒ、飛礮ヲナケ、勢樓モタテ、屏風・楯箱・楯竹ヲヒシキ、皮ヲノヘ、種々ノ支度ヲ廻シ無尺ノ方便ヲ構へ、如此ノ輩ヲ多ハ但馬・丹波・因幡・伯耆ヨリ出来ノ間、兼日ノ賄賂ヲハ山コシト称シ、後日ノ属託ヲハ契約ト号ス、人目ヲ憚リ恥恐ル、氣色更ニ無シ、

と述べている。「賄賂(わいろ)」「目当ての「属託」、それを「方人(与力人)」と称したという。異類異形の出で立て党を結び、仲間を語らい、勢をなして跳梁し、矢倉をかき、梯子を使い、飛礮を打つといった奇抜な戦法で「論所ニ非サ」る所領に介入し、横領を企てる行為が随所に顕著となった。このような悪党の多くは但馬・丹波・因幡・伯耆から出た者だといっている。『峰相記』は播磨の側から伝えたものだ。貞和年間に播磨の大部荘に乱入し、濫妨、放火に及んだ悪党事件に際し、犯人の悪党交名が行なわれ、その中に但馬の住人として八代彦太郎・肥塚左近入道子息等・太田垣弥次郎等の名もみえるからあながち誇張ともいえない(東大寺文書)。悪党の跳梁・蜂起は南北朝内乱の前夜をつける社会的現象

であったといえる。

### 三

大岡山は進美寺山とは対照的に女性的な山容である。中腹の大岡寺は真言宗の名刹として本尊薬師如来の靈驗厚く、古来山岳信仰の山として两部神道の信仰メッカであり、また「無縁寺」ともいわれているように、世俗の縁を切った人々の集まる「聖」なる場所でもあった。

ところで、三十点に及ぶ大岡寺文書の多くは一通毎に焼損し、上部の1/3を欠いている。

永曆二年（一一六一）八月七日、大岡寺敷地山林注進状案（二二六号）は山岳信仰の聖域の場としての大岡山の形態を伺い知る貴重な文書であるといつてよい。惣寺域は大坂古久・道祖谷川西横道境を境界とし、谷は西野谷・北野谷・槻谷から成り、神域としての四至の境界は東が野坂（八代・小河江道）、南が河会坂（頃垣道）、西が太多坂（太田・山宮道）、北が榎坂（目坂・床瀬道）の四箇所の鳥居からなっていた。この鳥居の位置は大岡山への四つの登山口にあたり、神域の物神性を具象化するために造立されていた四門と思われる。即ち、鳥居内の四至結界の地は殺生禁断の聖地であった。現在、太田部落と山宮部落の大岡道の出合う西野谷上の地点を「しろ鳥お」と呼ぶことから或はこの地点に「太多坂鳥居」

があったのではないかと思われる。

別院は現在の大岡寺跡の地で、日置尾・月置尾の二つの屋根、大岡禪頂御在所とは修験の行をする場といわれ、横道の四至に囲まれた地域に大岡寺の堂舎が建立され、本地仏薬師如来を本尊する薬師堂、護法所、拜殿、温屋、僧坊等の伽藍があった。そしてもともとあった地主神の大岡神社にあとから修験道の導入と共に白山信仰が入って、客人社として白山権現社が祭祀され、このほか二谷あり、東谷は院内と号して寺僧住所があり、西谷は社内と号し寺官神人の住所があった。神・仏を習合する本地垂迹の様相である。禊ぎをする温屋があることも注目される。

加持・祈祷の修法によって、近郷の衆庶たちが五穀豊穰を祈念し、祈りの中心の場所であったことを思えば思うほど、今日の大岡山の変貌は痛ましい。

さて、大岡寺文書の多くは近郷・近在の新興の在地土豪層によって寄進された散在田畠の寄進状が主である。

応永三年（一三九六）六月十七日、寄進によって大岡寺に集積された寺領は但馬守護山名時熙によって当知行安堵を受けている（四五号）。この守護書下に添えられた寺領注文と（四六号）永正五年（一五〇八）十一月十三日の但馬守護山名致豊によって安堵された散在田畠注文（五三三号）とを比較すると寺領は三町二段余の田地分と二町の畠分とから成り、ほぼ室町時代を通じて一定している。

この散在の寺領は大きく三つの地域に存在している。一つは八代荘であり、二つには太多御厨（太多荘ともいう）、そして三つには日置・高生郷である。八代荘の中禅寺田四段の領家職は橘氏女が中禅寺別当尊弁から買得したもので、彼女には一子なき故、後世の菩提を弔わんがために寄進したものと記されている（二八号）。「相知」とあるのは保証人のことである。この四段の田地について建武五年には国分寺の違乱をうけている（三二二号）。三四号の沙弥田空の寄進した田畠は「廿二条十里」の条里坪に存在しており条里制遺構の残存が知れる。それが四〇号により「延行名」の名田を構成する耕地片であり、これは「（在）家「（馬）たちまのくにた<sub>（馬）</sub>の御くりやのうち、（延行名）こおうのさいけのハたけのうち一たん、おなじくのふゆき、やうの一たんのた<sub>（段）</sub>」（四一号）とあるから太多御厨に存在していた。寺領として同じく太多荘の得久名がみえる（三三・三六・三七号）。高生・日置郷のそれについては後に述べる。寄進行為の中で目につくのは、すでにみた鎌倉期の「依之奉為 国家執柄并將軍家・執権、別為御家人沙弥賞阿家門安穩・子孫繁昌」（三〇号）と、国家一將軍一執権一御家人といった鎌倉幕府の体制秩序の安穩と自からの家門の繁栄を祈念するものから、「現世の安穩、後世善処に生る」（三三・三五・六一号）といった来世観を認めた個人の信仰へえと変化していることがみえる。ともかく当寺本尊は、「衆病悉除・身心安樂」をかなえる靈験あらたかなる「医王如来」であったのである。

太田文によれば、八代荘は歓喜光院領で五十三町八反、地領小河左衛門六郎宗祐、公文八代右近入道善阿とある。除田の内訳のなかに「河会寺田 十町」「安養院 三町」「中禅寺 二反」とみえる。中禅寺については橘氏女が中禅寺別当尊弁から買得した中禅寺田を正安二年（一三〇〇）に大岡寺に寄進した文書のあることは前述した。河会寺についても公文八代右京亮が八代・河会寺両所にある三反の地を大岡寺に寄進している（四六号）からその存在が確められる。ここでは安養院と八代氏のかかりについて注目してみたい。

正和五年（一三一六）、領家方からこの安養院に朝夕の勤行料米として所当米十石が寄せられ、元亨元年（一二三二）、重ねてこの旨を確認している（大徳寺文書六九・七〇号）。ところが、元弘三年（一三三三）、中原国景なるものが、五代相伝の地である大庭荘案主職を八代荘安養寺長老義亨和尚に寄附して（七一号）おり、そこには安養寺とある。

安養院が安養寺となったのは、京都大徳寺開山大燈国師（宗室）の法嗣徹翁義亨が安養院に下り、中興開山として安養寺を興したことによる。安養寺は禅宗寺院として転宗し、如意主山安養寺と号した。大徳寺文書にみえる安養寺関係の文書は大徳寺の塔頭の一つ、徳禅寺に所伝したものである。徳禅寺は、延元三年（一三三八）、梶井門跡寺胤法親王が、徹翁に帰依して創建したものである（通史編三二〇頁）。本編に収録した大徳寺文書の四号（六号は、八代氏と安養寺の

関係を示すものであり、安養寺の創建については八代荘公文八代氏が壇越として外護したことがわかる。

建武二年（一三三五）、八代宗真は「公文進上の地」から年貢二十石と別に寄進田六反三百歩を安養寺田として徹翁養亨に寄せ、同寺の再興に奔走している（七三・七四号）。ところが、建武四年（一三三七）、徹翁は師の宗峯について大徳寺二世の長老となり、安養寺を去ったため安養寺も衰微し、關所に及ぶ状態となったので宗真の子と思われる八代左京進治真は然るべき住持の下向を仰ぎ、同寺の再興を徳禪寺に願ひ出ている（四号）。そこには「当国乱中の儀」とある如く、但馬国も南北朝動乱の渦中のなかへ投げ出されていた最中のころである。大岡寺に寄進状を立てている右京亮真貞は、八代氏とみていいし、また同文書に相知として保証人となっている土佐守真親も八代氏の一族であろう。貞治年間に播磨大庄に乱入した悪党八代彦太郎も但馬住人であるから同族ではなかったか。

つぎに、大岡寺文書で興味をひくのは、四二・四三号文書にみえる荏原左衛門大夫範連である。端裏書に「多はらの南殿（寄進）きしん状」とあるから、彼は、「多はらの南殿」と通称されていた。寄進田の所在地を「日置郷地頭分南方の内に在り」と記されており、荏原範連は日置郷南方地頭であったと思われる。「多はらの南殿」とはまさにその呼称のことであつたと思われる。ところが、三八号に同じく日置郷の田地一段

を寄進している小野範貞なる人物がみえ、日置郷地頭職は重代の相伝するところと述べているから、或いは荏原範連は小野氏一族（或いは範の通字にみられる如く兄弟、又は庶子か）であつたものか。

荏原範連に特に興味のある点は、正平八年（一三五三）段階に日置郷地頭小野氏が地名を冠して荏原氏を唱えたことと同時に、現在の江原地区をも日置郷の領域に含まれるのではないかと推測出来る点である。

日置郷については、寿永以来、本地頭として続いた越生氏が南北朝の内乱の過程で姿を消す。文和三年（一三五四）、足利尊氏袖判下文によれば、日置郷地頭職半分（北方地頭職か）が越生太郎左衛門尉跡として闕所され、三方源左衛門大夫忠時に勲功の賞として充てられている（参考史料）。三方氏は、太田文によれば、朝来郡上田荘下司、養父郡大屋荘下司に、三方三郎行高・三方権守清行の名がある。三方氏はこれらの同族であろう。

ところで次表は、八代荘公文八代宗真の徹翁に寄せた八代荘安養寺田の下地所当注文である（大徳寺文書七四号）。総計二十一筆の一〇二反の零細耕地から構成され、所当は九斗前後の斗代から成る。延べ二十一名の作人がみえる。そのうち源七・仏念が二筆、道西（道性・道誓は同一人とみて）三筆に名が何かえる。彼等は作職保有農民で、農民的土地所有を実現する百姓層であつた。公文八代氏はこのような農民層



## 建武2年(1338)但馬国八代荘安養寺田下地・所当注文

	地種, 小計	在 所	地 積	所 當	作 人
1	1町6段内	ミヤノモト	<sup>反</sup> 2,006	<sup>石</sup> 1,880	源七
2		キナシ	2,112	1,740	ヒチサキ入道
3		シヲタ	2,007	2,160	弥太郎
4		カワシリ	2,181	1,820	巧忍
5		カワシリ	0,186	0,470	源七
6		イマキセ	0,248	0,814	宗喜房
7		ハトムネ	0,186	0,610	佛念
8		イサコ	1,006	0,940	平次郎
9		□六カワラ	3,143	3,100	又三郎
10		同 上	1,309	1,754	西法
11		以上米15,048	ツカワラ	0,125	0,267
12	本供田6段内	中シリ	2,006	1,880	道西
13		中ナワテ	2,006	1,880	道性
14		以上5,780	ウルウタニ	2,133	2,020
15	別寄進田6段300歩内	ハカマタニ	2,006	1,880	次郎別当
16		コシサカ	1,055	0,870	四郎入道
17		カチカキ	1,007	1,080	佛念
18		アフラ田	1,004	0,705	竹量二郎三郎
19		狭沼郷	0,180	0,540	道誓
20		クシラ谷	0,127	0,360	トウシノ 三郎二郎
21		コモサカノ 新開田	1,006	0,940	
		合 計	28,300	27,203	延べ21名

の土地所有の上に立って地主として一定の地子を取取る存在であったわけだ。公文八代氏と百姓とは荘園的な収取体係である本年貢の斗代を定量、ないしは破棄する目的をもって利害を共有することができたわけで、ここに新興勢力として彼等が南北朝動乱に主体的にかかわっていく素地がみられる。

さて、公文八代氏の一族、八代彦太郎が悪党化した貞和四年（一三四八）二月 丹波・但馬の国境大高山合戦（国見山の遠坂峠の辺か。）に南朝方に与同した志津田彦三郎入道・当麻三郎左衛門尉の有した平田村公文職（公文志津田彦三郎入道跡）・栗尾村公文職（公文当麻三郎左衛門尉・志津田彦三郎入道跡）が關所地として没収され、その關所注文が守護今川頼貞により幕府に注進状として送進され、これを受けて貞和四年十二月二十七日、將軍足利尊氏は、袖判下文をもって幕府引付方奉行人門真寂意を新給人として、但馬国八代地頭職・惣追捕使職と志津田・当麻の關所地を領知せしめ、翌五年正月、執事高師直が守護今川頼貞に宛てこの下文を施行し、更に同年三月 今川頼貞は請文を以って、寂意代官に遵行手統の履行をはたしたことを代官親忠請文を添えて返答したことが知られる（太田順三「南北朝内乱期の但馬守護」『相模国文』三号参照）。明らかに荘園の公文・惣追捕使・田所など三職といわれた荘官層が、南北朝内乱期に新興勢力として抬頭し、積極的に活動していることが確認される。

このほか、楽々前荘地頭の安田氏、小佐郷地頭の伊達氏などが南北内乱を通じて活躍し、但馬のこの地方における新興領主（新興武士階級）として抬頭してくるのである。

安田氏は、氏義が足利尊氏によって上総国一宮庄高根郷を勲功賞として与えられている（足利尊氏袖判下文）。ように、北朝勢力として尊氏のもとに従って転戦し、今川頼貞との関係によって但馬に入部してきたものと考えられる。彼は室町時代を通じて気多郡（日高町域に相当）楽々前荘西方地頭職を代々世襲している（原谷文書、八〇号）。伊達氏は一族が小佐郷に蟠踞していた（伊達文書、九二号）。

では、つぎに変遷の著しい南北朝期の但馬守護が一体どのような人物によって在位がなされたのであろうか。かくて諸史料の徴証を得て検討を加えてみることにしたい。

- (1) 建武四年九月八日 小侯禪師来全を守護として「但馬凶徒誅伐事」を命じたことが足利直義の朝倉重方宛ての感状にみえる（東寺百合文書）。
- (2) 建武五年五月一日 桃井兵部大輔盛義書下。伊達義綱をして但馬進美寺城郭の警固を命ず（伊達文書）。
- (3) 暦応二年三月十八日 足利直義御教書案・今川頼貞遵行状（進美寺文書）。
- (4) 暦応二年十二月十四日 室町幕府引付頭人（右京大夫）奉書が今川頼貞に宛てて施行されている。丹後国河上本荘における守護代上杉頼成の押妨・狼藉の実否の注進を

命す(長福寺文書)。

- (5) 暦応三年五月二十七日 院林了法の軍忠を立証した今川頼貞請文(三宝院文書)。  
(6) 貞和四年十二月二十三日 播磨国清水寺に但馬国下鶴井莊公文職を寄附する今川頼貞寄進状(清水寺文書)。  
(7) 貞和五年正月十一日 室町幕府執事高師直が今川頼貞に宛てて施行されている(雀岐莊具書案)。  
(8) 貞和五年四月十一日 足利尊氏から今川頼貞をもって「但馬国守護職事所補任也」という御教書が発給されている(今川家古)。  
(9) 貞和五年十二月二十五日 室町幕府執事高師直奉書が上杉朝房に宛てて施行されている(雀岐莊具書案)。  
(10) 観応元年三月二十八日 室町幕府引付頭人(長井縫頭高広)奉書が上杉朝房に宛てて施行されている(雀岐莊具書案)。  
(11) 観応元年四月二十二日 上杉朝房請文(雀岐莊具書案)。  
(12) 観応元年七月二十八日 足利尊氏から今川頼貞をして「但馬国守護職事」に補任する御教書が発給されている(今川家古)。  
(13) 観応元年九月二十一日 因幡国新興寺別当権律師幸舜の軍忠を立証する守護今川頼貞の高師直宛ての請文(新興寺文書)。  
(14) 観応元年十月二十五日 室町幕府執事高師直奉書が今川

頼貞に宛てて施行されている(臨川寺重書案文)。

- (15) 観応元年十一月十四日 勝田孫四郎・野呂三郎宛ての今川頼貞遵行状(臨川寺重書案文)。  
(16) 観応二年正月二十日 足利尊氏下文。越前国宇坂莊・但馬国太田莊・因幡国毛利次郎跡等の地頭職を今川頼貞に勲功の賞として宛行っている(今川家古)。  
(17) 観応二年正月二十二日 足利尊氏御判御教書。但馬国軍勢并手者恩賞事について注文一通を遣し、「当国闕所除差付之内少々相計」い配分せしめることを今川頼貞に命じている(今川家古)。  
(18) 観応二年三月二十四日 室町幕府引付頭人(石橋左衛門佐和義)奉書が上野左馬助頼兼に宛てて施行されている(雀岐莊具書案)。  
(19) 観応三年五月十九日 但馬国太田莊内赤鼻村三分一地頭職を石清水八幡宮に寄附する今川頼貞寄進状(石清水八幡宮 大日本古文書『石清水』六卷の七九頁)。  
(20) 文和三年三月十日 今川頼貞讓状(今川家古)。  
(21) 延文元年十二月二十日 安田法眼氏義宛ての今川頼貞書状。「但馬事委細示給候之条、悦入候」とある(垣谷文書七八号)。  
(22) 貞治五年十二月十四日 將軍家御教書が長駿河守道金に施行されている(藤波家文書)。  
(23) 応安元年十一月二十七日 但馬国久斗莊下司職内田畑二

町を楞嚴寺に寄附する長道金寄進状(楞嚴寺古文書写)。  
② 応安三年十月十日 將軍家御教書が長伊豆入道に宛てて  
施行されている(前田家文書)

⑤ 『祇園執行日記』 応安五年十二月三日の条「行大草入道  
殿対面、明後日下向但馬云々、守護事、山名殿被拜領  
間、為守護代下向云々」とみえ、但馬国守護職が山名師  
義に与えられ、守護代大草入道が但馬に下向する記事が  
みえる。

以上、②例の在職徴証により但馬の守護職の変遷を要約し  
てみるとつぎの如くなるう。

〔要約〕

↑ 建武四年九月八日	↓	小俣来全 <small>(兼井か)</small>
建武五年五月一日	↓	兵部大輔盛義
↑ 暦応二年三月十八日	↓	守護代今川頼貞
↑ 貞和五年四月十一日	↓	今川頼貞
↑ 貞和五年十二月	↓	上杉朝房
↑ 観応元年四月	↓	上杉朝房
↑ 観応元年七月二十八日	↓	今川頼貞
↑ 観応二年正月	↓	今川頼貞
↑ 観応二年三月	↓	上野左馬助
↑ 観応三年五月	↓	今川頼貞 <small>(文和元年(正平七年)十二月)</small>
↑ 貞治五年十二月	↓	長道金

↑ 応安三年十月  
↓ 長伊豆入道  
↑ 応安五年十二月  
↓ 山名師義

となる。観応の擾乱の影響を受けて但馬守護職がいかに流動  
的でその交替が激しくくり返されたかが予測される。この変  
遷表から今川頼貞の動向を中心にしてみると、暦応二年  
三月段階に但馬の南朝勢力一掃のために北陸の越前藤島にお  
いて新田義貞攻めに活躍した今川頼貞の軍勢が但馬に投入さ  
れ、進美寺攻略の主力部隊となった。今川頼貞は、但馬の戦  
線においての戦功が認められ、そのまま但馬の守護の地位に  
ついたと推測される。暦応二年(一三三九)九月十五日付、  
足利尊氏下文によって越後国金津保・小河荘内下条(美佐前  
可跡)・  
和泉国木嶋荘上下(得宗跡)・若狭国佐古荘・越中国大家荘  
(掃部助)地頭職等を「建武四年八月廿六日下文紛失」につぎ  
重ねて安堵をされており(今川家)、また、暦応三年五月、(5)  
にみえるように院林六郎左衛門入道了法が「去建武三年四月  
十四日丹波国夜久野合戦以来屢当手度々致軍忠」したこ  
とを立証する請文を幕府に提出していることなど、建武三年  
以来の北陸方面での活動と、その勲功の賞及び守護としての  
機能が裏づけられる。特に頼貞へ与えられたさきの恩賞地  
は、北国へ走った新田義貞が越前藤島に敗死し、その追討に  
おける頼貞の活躍を賞した結果付与されたものであろう。(8)  
の如く足利尊氏が頼貞をして正式に但馬国守護職に補任する  
のは貞和五年(一三四九)四月十一日のことであるが、それ

以前に頼貞が但馬における守護の機能を代行していたことはつぎの点で徴証され得る。

それはこの守護職補任の前年二月段階に但馬・丹波の国境に南朝方の江田行義など南朝勢力の拠点の一つが陥ちてその論行功賞が行なわれ、それに際して頼貞がつぎのような關所注文を注進している点によってあとづけられる。

#### 注進

但馬国大高山凶徒与同輩跡事

一、片野庄崇徳院御影堂領下司志津田彦三郎入道  
公文当麻三郎左衛門尉兩人共当国本御家人也、

一、雀岐庄内平田村法勝寺領田彦三郎入道  
公文志津田彦三郎入道

一、同庄内栗尾村志津田彦三郎入道

一、岩崎村領家東御局  
下司横須賀孫五郎

一、建屋庄下司横須賀孫五郎  
并須賀院少輔房御家人也、

右且所令注進也、以此旨可有御披露候、恐惶謹言

貞和四年二月廿二日 前駿河守頼貞判

下司・公文等の国御家人が大高山凶徒として与同しており、彼等の関与する五箇所の所領が關所地として頼貞によって幕府に注進されているのである。

すでにみたように貞和四年十二月二十七日、尊氏は、幕府奉行人門真左衛門尉入道寂意にかの志津田彦三郎入道・当麻三郎左衛門尉の關所地及び八代莊地頭・惣追捕使職を宛行っているが、この足利尊氏袖判下文を翌貞和五年正月十一日、執事高師直は奉書をもって今川頼貞に宛てて施行している。

この關所注文は幕府に送達された守護の注進状であり、その結果、門真寂意が尊氏によって關所地を恩賞給与され、それが執事高師直から今川頼貞に対して施行されているから明らかに頼貞は事実上の守護の機能を担っているわけである。(6) 貞和四年十二月二十三日、清水寺への下鶴莊公文職の寄進状も但馬における今川頼貞のこの段階での活躍を示すものとしての傍証となり得よう。清水寺は「丹州・播州・摂州三箇国堺」にあり、康永二年(一三四三)九月清水寺衆徒が將軍家祈願寺として祈寿精誠を努める將軍家御教書の下附を乞うた言上状に、副進文書として「二通 今河駿河殿千時掃部助御書下并巻數御返事」が副進されているから清水寺と足利尊氏との關係を考える上で今川頼貞が重要な役割をはたしていることも看過することができない。

さて、貞和五年四月―同十二月の間に今川頼貞から上杉朝房に守護の交替がみられる。上杉朝房の但馬守護の在職は觀応元年四月の段階まであとづけられ、同年七月には再び今川頼貞が尊氏の御教書を得て守護職に補任され(②参照)、頼貞の復活が確認される。

貞和五年(一三四九)八月、足利直義と尊氏師直の抗争を背景とする師直のクーデターが勃発した。同年正月河内の四条畷の激戦で直義党の細川頭氏(河内・和泉守護)にかわって南朝勢力を惨敗せしめた高師直・師泰兄弟は、幕府における発言力を増大させたため、直義との間に対立を深め

た。同年四月、勢力の挽回をはかる直義は養子直冬を中国探題として備後に派遣、直義は攻勢に転じた。同年閏六月、直義は尊氏に迫って師直の執事職罷免を要求し、入れられた。太平記によれば、直義党の上杉伊豆守重能・畠山大藏少輔直宗が「師直師泰カ將軍御兄弟ノ執事トシテ、万心ニ任セタル事ヲ猜ミ、折節ニ附テハ吹毛ノ咎ヲ争テ、讒ヲ構」えたことによるという(巻26)。そして直義腹心の上杉重能は密かに大高重成・粟飯原清胤らと謀って高師直兄弟を誅伐しようとしたところ、粟飯原の変心で密議が師直に洩れ、やがて師直のクーデターとなったという。従って貞和五年の前半の直義党の攻勢に対して同年八月の師直の巻き返しとなった。

ところでこの師直の同年八月のクーデターは、太平記の「師直圍尊氏居所事」(巻27)の記事によれば、直義の三条殿に参集した人々として吉良満義・石堂頼房、同頼直・石橋和義・斯波高経、同子息氏経・細川頼春、同頭氏・畠山直宗・上杉重能、同朝房・同朝定・大高重成ら「都合其勢七千騎」とみえ、一方の師直の屋形に馳せ加わった將士には山名時氏、今川心省、同駿河守頼貞・桃井義盛・仁木頼章・佐々木秀綱、同秀定・千葉介貞胤・安保直実・粟飯原清胤などの他、「畿内近国兵、芳志恩願ノ輩、我モ我モト馳寄聞、其勢程ナク五万余騎」という。勝敗は自ずと師直方に決し、師直軍は尊氏の邸宅を包囲して上杉重能、畠山直宗・禅僧妙估の身柄引き渡しを要求、彼らは越前に配流となり、同年十二月

二十六日に師直党の手で誅されている。ところが、直義の排斥は尊氏の調停によって退けられ、幕政統轄者の地位を鎌倉の嫡子義詮を迎えてこれに譲り、直義は義詮を助けて政務をみることに、師直は再び執事の地位に返り咲くこととし、和解が成立した。クーデターの決着はともかくとして、ここで注目したいのは直義党の有力武將として上杉朝房が、師直党のそれとして今川頼貞の存在が確認されることである。従って貞和五年八月以降の観応擾乱期の直義と師直の対立による幕府政局の動きを反映して但馬の守護の任免は複雑な様相を示し、その過程で頼貞から朝房への守護の交替が行なわれたものと考えられる。観応元年七月二十八日の頼貞の但馬守護への再任は、土岐周済が濃・尾の武士を集めて南朝方として蜂起し近江に進んだため、義詮・執事師直は近江に発向すると共に、上杉朝定を美濃へ出発させることを命じられている(紙圖執行日記同年七月二十八日の条)ことと関係して行なわれたものである。恐らく直義党の上杉朝房の但馬守護の任命は師直クーデターの和解の産物であり、それだけに直義党の再起を恐れる高師直にとっては不安の火種を抱えることに懸念を持っていたと思われる。事実、観応元年六月二十五日には中国探題として派遣された直義の養子直冬が山陰・山陽・九州地方に影響力を拡げつつあり、この直冬を討討するため高師泰が光厳院の院宣を奉じて備後に下向している。この時、「錦幡用意」とある(同上、同年六月二十五日条)。高師泰の備後派遣と対応して山陰

地方の直冬党の勢力伸張を牽制し、同時に師直が京都を空けることに對する布石の一端から出た交替であろう。上杉朝定らの美濃への投入もその布石の一つとみなされる。しかしてこの師直の懸念は、やがて同年十月に至って現実化した。直義の突然の京都出奔による第一次の分裂事件である。それをみよう。

中国探題として備後の鞆にいた直義党の直冬は師泰に追われて九州へ逃れ、直義も師直の圧力に屈して政務を完全に足利義詮に委ねざるを得なくなった。

ところが、同年十月二十七日「祇園執行日記」の同日条に(直義)「錦小路殿(左兵衛入道殿直義)今暁御逐電云々洛中騒動」との記事が伝

えられるような直義の京都出奔事件である。彼は大和にのがれ、ついで河内の畠山国清に迎えられて河内の石川城に入った。まさに尊氏―師直と直義の第一次の分裂である。直義は師直・師泰誅伐を御教書で各地に呼びかけこれに応じて、細川顯氏・石塔頼房・桃井直常ら、旧直義党が続々と挙兵。

一方、九州に逃れた直冬は少弐頼尚や肥前河尻氏などの支援を得て九州を従え、中国地方にも直冬党の積極的な活動がみられ、特に石見・出雲の国人層の直冬党への呼応が活潑化した。直冬追討のために派遣された師泰は石見に釘づけとなっており、同年九月には但馬守護今川頼貞によって因幡国において「当国凶徒蜂起」のことが師直に報ぜられている(新書文)。十月には「九州蜂起事、直冬称御意、相語士卒之由

依有其聞」って尊氏は信濃守護小笠原政長に命じ、その一族及び信濃の地頭御家人を催して西上せしめている(小笠原古文書)から直義京都出奔はこの間の出来事である。同十月二十八日、直義出奔の翌日、尊氏は、留守を義詮に託し、高師直等四五百騎の軍勢を率いて八幡の石清水八幡宮に詣でその足で備前福岡に出陣している(園太曆 観応元年十月二十八日条)。

この間、直義は南朝に帰属して、尊氏追討の論旨を受け、勢力の拡大をはかる。各地に兵が挙る。石塔・畠山らの軍勢は摂・河・泉からの京都への喉元である八幡に進出、細川顯氏も四国勢を従え、東国の軍勢もこれに合流したことが太平記等にみえる。

摂津国では有力御家人の伊丹宗義が十一月二十一日に、田代了賢等と共に畠山国清の「河内国石河御陣」に馳せ参じ、翌二年正月一日に摂津神崎に発向し、守護代河江円道を追い落している。河江円道は赤松範資の守護代である。これに對して尊氏は、観応元年十二月二十八日付で前守護仁木義有に「舍弟又太郎入道義寛・同右近将監等跡」を預け置き八幡に結集する直義軍を牽制させようとしたが、はたせず観応二年正月、越中から進軍して来た桃井直常が近江の坂本から京都へ攻め込むのと呼応して八幡方面の直義軍は一挙に入京した。山名時氏・斯波高経・佐々木氏頼など有力武将は前後して直義党に走ったため、義詮は孤立し、たちまち尊氏のもとに敗走した。備前から軍勢を引き上げた尊氏軍に石見から師

泰も合流し、京都に進軍したが敗れ、播磨に敗退した。尊氏は、播磨で再び軍勢の結集をはかるため、ついにみられるように、但馬守護今川頼貞に宛ててつぎのような御判御教書を発給している。

但馬国軍勢并手者恩賞事、注文一通遣之、早当国關所除差付所除差給之内少々相計之、令支配之、可注申子細之状如件、  
(足利尊氏)

観応二年正月廿三日

等持院殿

今川駿河前司殿

これは尊氏が守護今川頼貞に対して但馬の尊氏方の軍勢及び頼貞の直臣の軍団の恩賞給与について指示を命じたもので、該当する給人の一覧(守護頼貞の注進する着到帳が既に幕府に提出されていたのであろう)を記した注文を下し、これを受けた守護の頼貞が敵方与同關所(没取地)に彼等を割り当てて尊氏に申告し、それに基づいて尊氏が恩賞を宛行う下文を発給したものである。

同正月二十八日には播磨守護赤松則祐に対しても同趣旨の御判御教書を発給している。

播磨国地頭御家人内於御方抽忠節輩事、以当国關所除先給所々々々令支配候、就注進、可成給下文之状如件、  
(足利尊氏)

観応二年正月廿八日

(花押)

赤松律師御房

尊氏側への御家人の結集をはかるために恩賞の給与を約束し、そのための關所地の配分を守護の則祐に注進せしめたの

である。しかし、二月十七日の摂津の打出浜の戦いに尊氏は再度敗北し、二十二日には武庫川で高師直・師泰兄弟は上杉能憲の手によって殺害されている。伊丹市に師直塚がある。

四月に入って尊氏と直義の間に和儀が成立し、幕府の政局は直義の親裁権の強化がはかられる結果となり、守護の任免権をはじめ、五局からなる引付方の頭人は石橋和義・畠山国清・桃井直常・石塔頼房・細川頼氏とことごとく直義方であった。

さて、以上のような政治情勢を念頭にして観応二年三月前後の今川頼貞の但馬守護の失脚の問題を考える時、尊氏―師直党の頼貞に対して直義党の上野頼兼が和平前にすでに直義から任命された守護人事であったと理解される。同年四月十三日、上野頼兼に対して室町幕府引付頭人(畠山国清)奉書が下され、丹後国河上本荘における岩間弾正忠等の領家職濫妨を停め、下地を雑掌に交付せしめている(桂文書)。このように上野頼兼は足利直義の影響の強く働いた引付頭人のもとで積極的な遵行手続を行っている。

直義に対立した高師直兄弟が敗死して幕閣の安定がみられるように予測されたが、その破局は以外に早く訪れる。幕府の政務に直義の親裁権が強く反映されるや今度は尊氏―義詮の立場と直義の立場に違和が生じ、観応二年八月一日、直義が一党を率いて北国に走って第二次の決定的な分裂となる。但馬守護上野頼兼が同年八月を以ってその地位を交替するの



はこの分裂の政治的事件と関係している。「本郷文書」に所収する足利義詮御判御教書に

去三日注進状披見了、所詮、山名伊豆前司・上野左馬助・

赤松次郎左衛門尉等没落若狭国云々、早相催国中軍勢等、  
不日可誅伐之状如件

観応二年八月五日

美作左近大夫殿

(足利義詮)  
(花押)

とみえる。若狭・丹波・伯耆の守護山名時氏は、さきの和平後、直義から出雲の守護職を佐々木道誓に代って任命されており、直義に従って北国に走り、反尊氏の旗幟を明確にした。但馬守護上野頼兼も赤松範資と共にこれに応じて若狭国に走っていることが明らかである。足利義詮は八月三日の注進状に従って美作左近大夫に彼等の誅伐を命じている。若狭に走った山名時氏の分国丹波守護職は解任されて、前守護仁木頼章に与えられ、若狭の守護職も同じく前守護大高重成に付与されている(以上、水上春一郎氏「南北朝内乱期における山名」)。し(氏の動向)「武家時代の政治と文化」所収、参照)。しかし、若狭では「当国地頭御家人、錦小路殿の御方にて、此代官を追出た」とみえ、大高氏の代官大崎八郎左衛門入道の入部を拒否する国人層の動きが伝えられる。時氏は同年八月二十一日、出雲の諏訪部扶重に「参御方被抽軍忠」との軍勢催足を行っている。やがて本国伯耆に帰り、九州にあった足利直冬を迎え、文和元年十一月(正平七年)以降南朝勢力として山陰一帯に勢力の扶植に努めることとなることは

水野恭一郎氏が詳細に実証したところである。一方、但馬にあっては前守護今川頼貞が三度守護職を回復したことが傳によって知られる。

観応二年(正平六年)十月、尊氏は、南朝に降り(正平の一統)、直義追討の後村上天皇の綸旨を受けて、北国から鎌倉に入った直義を追って関東に向った。

ところがこの関東動乱の際中、南朝方の新田義興・義宗が上野と武蔵に挙兵し、鎌倉へ進攻をめざす事態が発生する。即ち、さきの軍忠状に続けて「今年(観応三年)閏二月十六日、新田兵衛佐・同武蔵殿自東西打出、焼払国中」とある。

この緊迫した情勢のなかで二月二十六日直義は毒殺され、四十五歳の命を絶った。かくして関東動乱の隙をねらって畿内・西国に旧直義党の石塔頼房等と楠木正儀等の南朝勢力は正平八年(文和二年)協力して再び京都に攻めこみ、京都にあった義詮は近江引佐寺に走る。鎌倉から東上した尊氏軍の到着を待って三度京都を奪回すべく、この後数回にわたる京都の攻防戦が展開することとなる。

ところで、山陰に活動を続けていた山名時氏と足利直冬は南朝に投じて勢力を大いに伸張させていた。その前後の但馬においても南朝方の一斉蜂起が伝えられる。

正平七年(文和元年、一三五二)十二月、但馬国一宮出石神社神主長尾家軍忠状によれば、同年十一月一日、堀河左衛門佐を大将に原僧都・江田治部卿の三方が合謀して磯部城

に押し寄せ、また、「御敵今河前駿河守頼貞」を長家等の軍忠によって没落せしめたことがわかる(社石書)。このように南朝方勢力は再び但馬において一斉に蜂起し、守護今川頼貞を但馬から追い出したのである。南朝勢力が生気を吹き返し、再度活発な活動を開始することとなった条件の第一は直義党の山名時氏が、観応二年八月、尊氏と直義の和議が破れて、直義の京都出奔とともに領国の伯耆国に下国し、反幕府の態度を明らかにして山陰地方に勢力を扶植し、その勢力の影響が但馬の在地の領主層へも浸透し始めていたことである。第二のそれは京都奪回に破れた石塔頼房ら旧直義党の南朝に応じた武将が但馬に入国して活発に動き始めたことである。正平九年(文和三年、一三五四)十月、石堂頼房は、伊達義綱にかねてより丹州発向の用意を命じるとともに、十一日には山名時氏らの中国勢が但馬豊岡の九日市場に到着し、明後日の十三日宿南陣において義綱等の着到を約している(伊達文書)。また、同年、播磨国御家人安積盛兼軍忠状には「但州御敵石堂右馬頭手者、湯浅次郎左衛門尉、楯籠当国界大屋庄」(文書)とみえている。このように石堂頼房らの但馬での活動を足場として山名時氏も南朝方に呼応し、足利直冬を奉じて京都への上洛が文和二年六月、文和四年正月の二度にわたって敢行されたのである。かくて山名氏と但馬の国人層との結合関係は一層緊密さを増すに至ったのである。

文和三年(一三五四)三月十日、但馬を追却された頼貞

は、拝領した「所々所領」を「わたのに御下文をあいそへて永代ゆつりわたす物也」という譲状を立て(20)、また、かつての盟友安田氏義に延文元年(一三五六)十二月二十日、書状を宛て但馬の国情を聞いて一兩日に幕府の沙汰あるべきを伝達している(21)が以後、頼貞の但馬への関係は、史料の徴するところでは管見することが出来ない。

但馬守護は貞治四年(一三六五)の仁木頼勝(春日神社文書)、更に長道金(22)・(23)・(24)、そして山名師義(25)と継承されるに至っている。

室町時代の垣屋氏、及び山名氏の抬頭については、収録した文書からでは十分な考察を加えられないために通史編日高町史上巻に譲り、ここでは割愛する。

#### 四

天正三年(一五七五)十一月二十四日、吉川元春に宛てた八木豊信書状によって戦国期の但馬・丹波の動静を伺うと、天下統一の事業をめざす織田信長とそれと対立する毛利・吉川氏の二つの勢力の均衡の間にあつて、但馬・丹波の国人衆は振子の如く動揺していたことがわかる。

この年、この書状にもみえるように尼子勝久・山中幸盛らが若桜鬼ヶ城に拠って抗戦するという事態に対し、これを退治するという点で、表面的には吉川元春と八木豊信等との間

に芸但和睦が成立していたのである。だが、毛利に敵対する  
尼子勝久・山中幸盛等の挙兵は信長が陰に庇護するところでも  
あったので趨勢の赴く方向によって但馬の国人衆は毛利・  
吉川氏の勢力からの離叛の可能性を絶えず秘めていたわけ  
である。八木豊信書状によって天正三年段階前後の但馬の動靜  
を簡単にみておくこととする。

まず第一条にいう「就御下、若松要害殊外相窮候」とは  
どういふことをいうのか。

信長の援助で雲伯二国の失地恢復を図ろうとする尼子勢は  
この前年、氷ノ山（氷尾山とある。）を挾んだ因・但の境目  
若松鬼ヶ城を奪取し、勝久をはじめ山中幸盛・立原久綱以下  
尼子勢の本隊が入城し、亀井茲矩・山名藤四郎等の拠る私部  
城と呼応して反毛利・吉川の狼煙をあげていた。

しかし、毛利軍はこれに攻撃を加え、尼子勢の動きを封じ  
るために付城を築いて監視することとしたため若松鬼ヶ城は  
孤立し、籠城していた百姓達も出はじめていたので落城真近  
であると報じているのである。

問題は第二条と第八条の宍田・西ノ下諸城の動向である。  
彼等は親毛利派の八木豊信等の動きから離脱して尼子勝久・  
山中幸盛等尼子勢に応じる構をみせはじめている。即ち、文  
書に「山鹿儀者不及申、宍田・西下・立源太可有存分ノ様、  
雖風聞候」（八条）とあり、宍田・西下城の勢力（宍田・楽  
前・山宮及び鶴ヶ峰城に拠る垣屋光成一族の勢力）が尼子

勝久の將立原久綱と結託し、それを討つという噂がしきりに  
流れている。従って「当国事、依御下国、宍田・西下心持  
相替、手前可然様取成存候」（二条）と、豊信は元春の出陣  
によって圧力がかけられたならば自からの取成によって垣屋  
光成一族の動搖を防ぎ、尼子の但馬への触手を断つことがで  
きるとしきりに元春の出兵を懇請している。

尼子勢の動向が当時の但馬国人衆にとって台風の目であつ  
たと同時に、もう一つの目は、この書状によれば、丹波黒井  
城（氷上）の萩野直正の但馬侵攻である。

萩野悪右衛門直正は多紀郡八上城（篠山町）に拠る波多野  
秀治と対抗して丹波半国を勢力下に治めていたが、尼子と毛  
利・吉川の間揺れ動く但馬勢の隙を衝いて名目的に君臨し  
ていた山名韶熙（韶熙、入道して宗詮と称）・氏政の出石城、及び  
太田垣輝延の拠る竹田城（朝来郡）に攻撃をかけた。その結  
果、第三条の伝えるところによれば、「信長へ從出石・竹  
田・連々依為懇望」と、信長へ援助を懇請し、明智光秀  
が直正の本拠を攻めるため丹波に派遣されることとなった。

「惟任日向守至丹波乱入候、即萩野自竹田表被引退、被  
桶籠黒井城候」と、陽動作戦を展開した。直正は黒井城  
に桶籠つて防戦するが、城の廻りに十二・三ヶ所にわたって  
陣立を張りめぐらされて孤立し、兵糧等が續かず「米春者  
可被一途様」と、陥落が噂されている。ために「丹波国  
衆過半無残所、惟日一味候」と、丹波国人衆は光秀に加担す

るところとなつたと報じている。まさに以上のような但馬・丹波の国人衆の動向を契機として天下統一をめざす信長の力が但・丹に及ぶ導火線となつたのである。

一方、当時の但馬の国人衆にしてみれば、下剋上の習いの激しい戦国争乱を生き抜いてゆくための知恵にも似た触角の鋭さを身に持ち、時代を先取りすることが同時に自からの保身につながるものであり、没落の憂き目から逃れる唯一の手段でもあつたのである。農民のつき上げを受けながらやがて天下統一の事業をおし進めようとする信長政権（具体的には光秀・秀吉の動き）と、中国の戦国大名の雄毛利・吉川氏の勢力の激突の緩衝地帯たらんとする彼等但馬国人衆の肩の上に二重・三重の矛盾がうず巻いていたのも故なしとしない。時代は激しく動いていた。美含郡轟城を根拠地として美含郡一帯（兵庫東城崎郡竹野町）に勢力を張つていた垣屋駿河守豊統が豊岡の鶴城の田結庄是義を討つて互いにつぶし合いをせざるを得ないのも生き残るためのあがきにも似た行為であつた。また、養父郡の八木谷から遠く飛騨の武田勝頼の動靜、大阪表の石山本願寺と対峙する信長の動向など天下の動靜を一刻も早く察知する八木豊信の洞察力も時代に鍛えられた故のものといえよう。

さて、当日高町に蟠踞していた垣屋播磨守光成がこの激動の時代にどのように身を処していったのかを追うことによつて簡単ではあるが概説のしめくくりにかえたいと思う。

彼の来歴については、井垣寿一郎氏作製の『垣屋系譜』に従えば「幼名小治郎、新九郎、重興、入道宗猷、宍田城主、後鶴ヶ峯城主。天正三乙亥十月 田結庄是義ヲ滅シ城崎郡ヲ領ス。天正八辰年六月 秀吉ニ承服。息隠岐守ト因州陣ニ従フ。天正九巳年 浦富木山城ニ封セラレ因州巨濃郡一万石ヲ領ス。但州ニアル時城下阿瀬村ニ大光院ヲ創建ス。文祿元辰年十二月二十三日 卒去。寿七十有余才。法名大光院殿悦岩宗猷大居士。又宍田城ニ在ル時江原村ニ栄昌院（現立光寺）ヲ創建スト伝フ。墓ハ浦富定善寺門前ニ在リ。里人古米垣屋八幡トシテ祭祀ス、神体ハ大五輪塔也。定善寺ニ隆国、光成、恒総ノ法名ヲ刻ム一体ノ位牌並ニ画像ヲ存ス。」と見えてゐる。

光成が法号を宗猷と号したことは、布金山隆国寺の蔵する策彦周良の『悦岩字号』に見えてゐる。

また、光成の書判は河本文書の永祿三年十一月二十四日付垣屋光成感状にみごとに伝えられている。河本文書は永祿二年八月廿三日播州の赤松則貞の但馬進駐軍と垣屋光成とが水生城下前面の湿地帯善野寺野において激突した戦鬪の際、伊福村土豪河本新八郎が伊藤七之助統職の旗下で戦い、敵將服部左近右衛門以下の頭を取つた軍忠を賞したものである。伊藤統職（旗頭）↓大重統康（侍大将）↓垣屋光成との三通の感状の発給のされ方は光成の軍事編成のあり方を示して興味がある。

元亀元年（一五七〇）信長は但馬生野の銀山に目をつけ、今井宗久の推挙で堺に亡命していた但馬の旧守護山名韶瀨を下国せしめている。当時、但馬の実質的な力は竹田城に拠る太田垣輝延・八木城の八木豊信・豊岡鶴城の田結庄是義として垣屋播磨守光成の四大勢力に分轄統治されて握られていたことがわかる。

垣屋氏は代々気多郡楽々前城を本拠（安田氏と垣屋氏の関係は未考）とし、隆国の代に嫡子満成を楽々前城、次子国重を宍田城、子国時を竹野轟城、更に永喜を知見へと一族を分轄、蟠踞せしめて宍田―西ノ下谷―中竹野を結ぶ稲葉川と竹野川の河川の谷間の流域、いいかえれば、大岡山麓を半周する一帯に勢力を扶植していたのである。そして元亀―天正三年段階では、垣屋氏にとって但馬の穀倉地帯、円山川の河口に広がる豊岡盆地への進出をめざすためには直接、田結庄是義を宿敵とせざるを得なかったわけである。

天正三年（一五七五）十月、轟城の垣屋駿河守豊統が江野越に田結庄表に攻撃をかけ是義を降したのもそれである。

しかし豊信書状にみえる天正三年十一月段階の但馬状勢から垣屋一族、垣屋駿河守豊統と播磨守光成の間に身の処し方をめぐって微妙な食い違いを生じつつあった。即ち、第九条にみえる明智光秀の動きである。丹波国人衆の過半の動静を制した光秀は信長よりの朱印状をもって但馬国人衆への和平工作を進めようとした。豊信が吉川元春に但馬の動静を報じ

た際、「強<sup>し</sup>而<sup>も</sup>於<sup>て</sup>彼<sup>等</sup>申者、宍田・城崎・田結庄・西下難<sup>レ</sup>被<sup>レ</sup>背候間、可<sup>レ</sup>相<sup>レ</sup>整<sup>レ</sup>候哉」と、垣屋播磨守光成一族との調整を元春に依頼した豊信の危惧は天正五年以降になって現実のものとなった。

天正五年（一五七七）十月二十三日、信長の命を受けて羽柴秀吉は京都を出立、播磨姫路城を根拠地として本格的な中国の毛利・吉川氏の平定に活動する。丹波では明智光秀が前年一月に八上城に拠って多紀郡一帯を圧える波多野秀治を掃蕩して丹波一国の平定を終えていた。

十一月、秀吉はまず播磨から但馬に出兵して親毛利派の国人衆に攻撃を加えた。秀吉の第二次但馬出兵である。攻撃の矢面に立たされたのは竹田城（朝来郡）の太田垣輝延、及び八木豊信であった。しかしこの出兵は播磨上月城に拠る宇喜多直家方の上月政範の叛によって早くも十一月二十七日には上月城攻撃のために撤兵をみている（小坂博之著『山名豊国』）。

翌天正六年正月十九日、織田信長が但馬に出陣するとの噂を察知した山名氏政はいち早く信長に黄金十両を送って恭順の意を表わしている（山名氏政朱印状）。しかしこれは実現しなかった。そして五月十六日には山名豊国が秀吉に内応を申し出たため、秀吉は豊国の身上の保証と豊国の居城、及び出石郡の統治権を認めた条書を与えている。親織田派であった垣屋光成も山名氏同様の処遇を受けたものか。山名氏が出石神

社の裏山、宮内の此隅城と有子山城を結んで出石郡一帯に君臨していたとすれば、それと好守同盟を結んで城崎郡一帯は光成の守備範囲に属していたといえる。光成の本拠は西ノ下の鶴ヶ峰城（日高町観音寺）であった（日高町）。布金山隆国寺が金山に建立されたこと（隆国寺文書）。また信長が秀吉に但馬金山製の黄金の茶釜を下付した事があることによっても大規模な金山経営が当時行なわれていたと思われ、彼が本拠を宍田城から観音寺の鶴ヶ峰城に移したという『垣屋系譜』の記事も故なしとしない。「垣屋播磨守宅所ニ候西下」（吉川家文書一三三九号）とはこの鶴ヶ峰城のことであろう。

ところで光成とは亀裂を深めることになった竹野蘆城の豊統は天正七年の文書に「下ハ諸寄、上ハ竹野、其間衆、要害五六ヶ所」（同上）とみえ、竹野町から浜坂町にかけての海岸線に勢力の守備範囲を広げていた。彼は内陸部の八木豊信・太田垣輝延らと共に親毛利派として鳥取城にあった吉川元春と常に連携していた。山陰の吉川元春は但馬における親毛利派の国人衆への挺子入れのため天正七年（一五七九）七月、但馬に出陣し、豊統の元へ入ったが、伯耆南条氏の離叛によって背後の不安を感じ急拠撤兵することとなり、以後ついに丹波・但馬の経路を断念したため、但馬の親毛利派は孤立無援となったという（小坂博之氏前掲書）。

そして垣屋光成と豊統の処遇の違いは天正八年に至って決定的なものとなった。秀吉はこの年、正月には三木城に籠る

別所長治を掃蕩し、四月には本徳寺を中心とする寺内町英賀に籠城する一向一揆の勢力を攻崩し、そして五月九日には宍栗郡山崎城（山崎町）に拠る宇野祐頼父子の滅亡をもつて播州平定を完全なものとし（羽柴秀吉）、更に続いて秀吉は因幡鳥取城を包囲して吉川元春との対決に全勢力を集結している（同上）。秀吉自身の本隊は五月、播・美国境から因幡に侵攻し、五月十六日には智頭、同二十日には八頭郡用瀬を越えて鳥取市布勢にまで達している。千代川北上コースをとったのである。一方、秀吉はこの間、弟羽柴小一郎秀長に宮部継潤らをつけ一挙に但馬平定を行なわせる。

同じく四月十八日には水生表（日高町）に織田勢（宮部継潤等）と竹野勢（垣屋駿河）が合戦（古志文書一三〇号）更にまた、戦闘は六月には宍田表に及んでいる。垣屋豊統は戦っていた（田結生文書垣屋）。彼は親毛利派として、反織田勢の立場を固執したのである。光成はいち早く宮部継潤の軍門に入っていた。六月十九日付の羽柴秀吉書状写（畿伊利生）の「因伯兩國知行わり置目」によれば、山名豊国を私部城、八木豊信を若桜鬼ヶ城、そして「但州・因州境目」の重要拠点岩経城に垣屋光成を起用して配置した。秀吉は但馬勢をもつて鳥取城攻めの主力部隊にあてている。その結果、但馬は羽柴秀長の駐留するところとなり（森垣文書一四〇）因伯平定の兵糧等の補給の兵站基地となつている（龜井）文書）。そして日高町は万場村と山田村の山論（田中文書一四二号）などにみられように但馬における近世村落

秩序の形成の中に再び編成されて急速に体制化された。大閤  
検地によって、兵農分離、高持百姓の固定化と村切、そして  
石高制にもとづく村高の確定によって近世村落の創出をみ  
た。街道筋にあたる江原村・宍田村が新町として諸役免除の  
特権をうけ（『田口文書』<sup>四四</sup>）、他のすべては村方に引直され  
ている。村方に対する町方優位を挺子とし、被差別部落を社  
会の底部に「鉛のおもり」の如く政治的に配置し、強固な身  
分制社会として民衆を支配する幕藩体制の編成の基礎がここ  
に確立していった。

さて、垣屋播磨守光成はその後、因幡浦留に宮部継潤の与  
力として一万石を領し、その子隠岐守恒総は宮部氏と共に文  
祿・慶長役には朝鮮に進駐していることが確認される（宮部  
文書）。しかし、豊統のその後の消息はよくは知れない。

今まで日高町域を舞台として、日常的な生活の営為のなか  
で一步一步成長を遂げてきた名もなき民衆の歴史を足場にし  
て登場してきた権力者の政治経済的な動向を主に追ってき  
た。わたくしたちはその背後に不当な差別を排し、ゆっくり  
とではあるが自由な解放を求める民衆の確かな足どりの重み  
を発見しないわけにはゆかない。

生活のあり方や意識・精神構造など、民衆を主体とする新  
らしい民衆史の創造が八〇年代の次の世代の人たちの手でな  
されることを期待して閣筆する。

